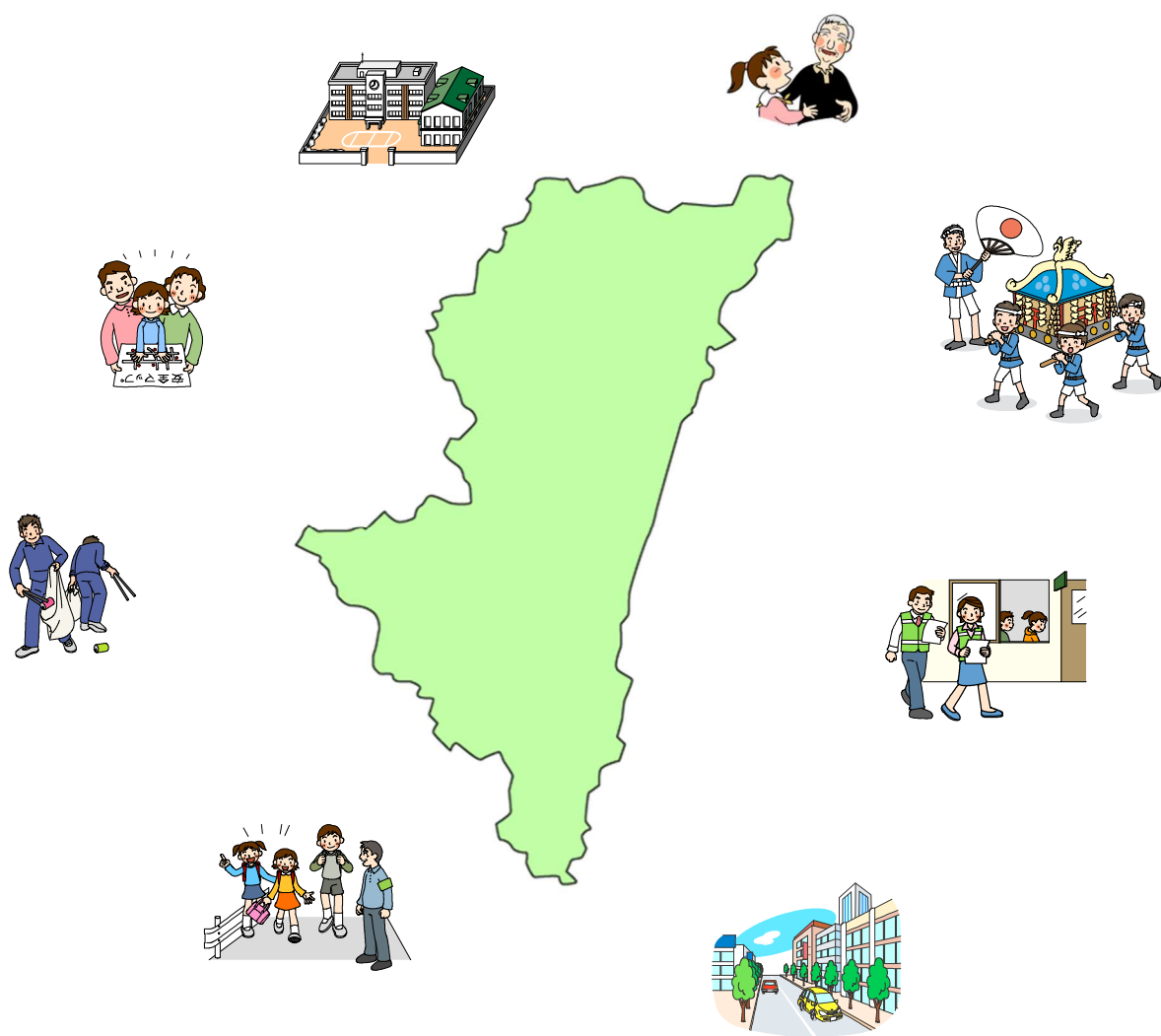


みやざきの地域と学校の連携・協働の推進 (手引き)



令和2年11月
宮崎県教育委員会

はじめに

本県は、全国平均を上回るスピードで人口減少、高齢化が進行しています。地域の様々な分野での担い手不足やコミュニティの衰退などが懸念される中、成り行きに任せていては、若者は流出し、人口減少は加速度的に進行していくばかりです。これからの地域社会の活力を維持し、安心と希望あふれる未来を築く最大の原動力となるのは、地域に対しての当事者意識や主体性をもった「人」です。長期的な視野に立って、計画的に人づくりの取組を行うことで、地域には「成り行きの未来」ではなく「意志ある未来」が開けてきます。多様な立場や年代にある人たちが「目指す地域の姿」を共有し、意図的かつ継続的に地域で「人」を育てる取組を始める必要があります。

これからの社会は、情報技術の進化やグローバル化等を背景として、経済や文化など社会のあらゆる分野でのつながりがますます緊密になっていきます。「知識があること」「情報をもっていること」自体の価値は相対的に下がっていき、人が担うべき仕事の内容や有り様は変わっていくことが予想されます。これからの時代は、よりよい未来や新たな価値の創造に向けて、自ら課題を発見し、知識や情報を活用しながら、異なる考えをもつ人たちとも協働しながら取り組んでいく力が求められます。このような力は、子どもたちが多様な立場、年代の人たちと幅広くかかわる経験を重ねることによって身に付けていくことができます。学校だけでなく、地域の人たちも一緒になって「目指す子どもの姿」を共有し、地域全体で子どもたちを育てていく必要があります。

学校は、社会の変化や子どもをめぐる環境の多様化・複雑化に伴って生じた様々なニーズに応えようとしてきた結果、その業務量は増加し、多忙を極めています。一方で、教育を一手に担ってきた場であることから、学校は閉ざされた場所になりがちであり、組織や職場文化が変化しにくい場所であったことも事実です。今回改訂された学習指導要領の最大のポイントは、「社会に開かれた教育課程の実現」です。学校の教育活動の中心である「教育課程」そのものを地域社会に開いていくことが求められている今、まず教職員が、そして行政も地域の人たちも、これまでの「学校観」を転換する必要があります。何でも引き受けてきたこれまでの学校、地域に任せられなかったこれまでの学校は、今こそ変わるべきときです。地域の方々は、「子どもたちのために力になろう」という思いをもっています。このようなことから学校は、地域とともに教育を担っていくことが必要です。

地域づくりと学校づくりはつながっています。

行政においても、地域づくりは首長部局が、学校づくりは教育委員会が取り組んできましたが、どちらか一方だけで地域の未来、子どもたちの未来を考えていくのではなく、両者が協働して取り組んでいくことで、より大きな効果を発揮します。

宮崎県教育委員会では、「地域と学校の連携・協働の推進」に力を入れて取り組んでいます。地域と学校の連携・協働の必要性を御理解いただき、県内各地で、推進の基盤となる体制が整備され、多様な活動が充実していくことを願っています。

令和2年11月

宮崎県教育委員会 教育長 日隈 俊郎

みやぎの地域と学校の連携・協働の推進（手引き）

目 次

第Ⅰ編 解説編

		ページ	学校	行政	地域
Ⅰ 地域と学校の連携・協働の推進					
(1)	地域と学校の連携・協働の必要性	1- 2	○	○	○
(2)	地域と学校が連携・協働した多様な活動	3- 4	○	○	○
(3)	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	5- 6	○	○	○
(4)	地域と学校が連携・協働することによる効果	7- 8	○	○	○
2 地域学校協働活動とコミュニティ・スクール					
(1)	地域学校協働活動と地域学校協働本部	9-10	○	○	○
(2)	地域学校協働本部の整備	11-12	○	○	○
(3)	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）	13-14	○	○	
(4)	コミュニティ・スクールの組織・運営	15-16	○	○	
(5)	地域と学校の連携・協働を充実させるために	17-18	○	○	
3 学校、行政、地域それぞれの役割					
(1)	学校の役割	19-20	○	○	
(2)	行政の役割①（地域学校協働本部の整備に向けて）	21-22		○	
参考	地域学校協働本部、推進員設置要綱（例）	23-24		○	
(3)	行政の役割②（コミュニティ・スクール導入に向けて）	25-26		○	
参考	学校運営協議会の設置規則（県立学校の例）	27-28		○	
(4)	地域の役割	29-30			○
4 県で実施する地域と学校の連携・協働を支える会議・研修会等		31-32	○	○	○

※ 第Ⅰ編の各ページの見出しには、「学校」「行政」「地域」の印をつけています。
これは、特に次のような方々に参考にしていただきたい内容であることを示しています。

学校 学校関係者（教職員）の方々

行政 教育委員会（学校教育主管課、生涯学習・社会教育主管課）担当者の方々

地域 地域学校協働活動推進員（コーディネーター）、ボランティア、保護者、企業、地域の関係機関・団体など、幅広い地域の方々

第Ⅱ編 事例・参考資料編

		ページ
1 体制整備に係る事例		
(1)	「学校運営協議会と地域学校協働本部の一体的な推進体制」 〈高鍋町〉	33-34
(2)	「学校運営協議会と共同学校事務室のかかわり」 〈都城市立五十市中学校〉	35-36
(3)	「地域連携担当職員の複数配置による組織の充実」 〈日向市立財光寺小学校〉	37-38
(4)	「築け 地域との新たなつながり 拓け 学校の可能性 照らせ 生徒の未来」 〈宮崎県立本庄高等学校・国富町〉	39-40
2 活動の充実に係る事例		
(1)	「僕らの先生 地区の人（夏休み登館日）」 〈綾町〉	41-42
(2)	「地域の企業・団体と学校が協働して子どもを育てるまち小林市」 〈小林市〉	43-44
(3)	「町内アシスト企業との連携によるふるさと体感と子どもの居場所づくり」 〈美郷町〉	45-46
(4)	「地域と協働する学校づくり」 〈宮崎県立飯野高等学校・えびの市〉	47-48
3 地域学校協働活動推進員等の事例		
(1)	「すべては子どもたちと地域の方の笑顔のために」 〈日南市：地域コーディネーター 矢野 富子 氏〉	49-50
(2)	「未来の川南を担う子どもたちを育てるために」 〈川南町：地域学校協働活動推進員 平塚 金治 氏〉	51-52
参考資料		
○ 関連法規 - 教育基本法 - 社会教育法 - 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ○ 学習指導要領（平成29年3月告示） ○ 中央教育審議会答申 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（答申） ○ 宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」アクション・プラン（令和元年6月策定） ○ 宮崎県教育振興基本計画（令和元年6月策定）		53-60

第 I 編

解 説 編



学
校行
政地
域

(1)

地域と学校の連携・協働の必要性

社会の動向から

本県は急激な少子化・高齢化が進み、人口減少が進行するとともに、若年層を中心に人口の県外流出が続いており、地域の様々な分野における担い手の不足が懸念されています。また、都市化や家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化などを背景として、地域社会のつながりや支え合いが希薄化してきているのではないかと懸念も生じています。

教育環境を取り巻く状況から

県内各地域において、学校支援や放課後の居場所づくり等の取組、各学校においては、学校関係者評価の実施・公表やオープンスクール等の実施など、開かれた学校づくりを進めてきています。

今後も、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える多様化・複雑化した課題に対応するため、学校と地域・家庭がより連携・協働して子どもたちの成長を支えていくことが求められています。

地域創生の視点から

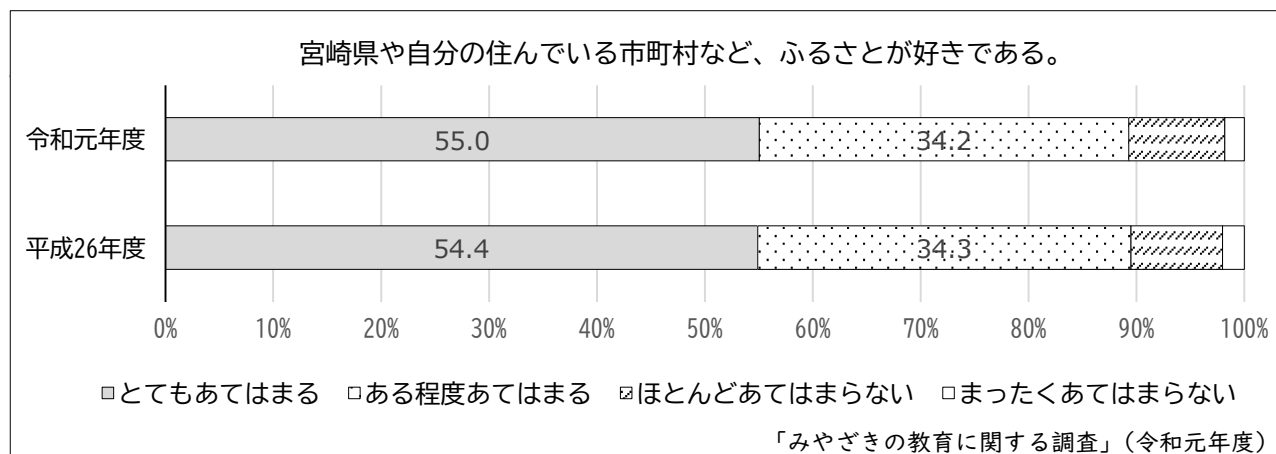
学校が地域と協働し、地域の魅力を生かした産業振興やまちづくりに取り組む事例も見られるようになっていますが、一時的な取組とせず、持続的な取組とするための体制づくりが求められています。

教育改革の動きから

平成29年改訂の学習指導要領の重要なポイントである「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、「よりよい教育を通してよりよい社会を創る」という理念を、学校と地域・家庭等が共有し、未来の創り手となる子どもたちに必要な資質や能力を育てていけるようにしていくことが重要となっています。

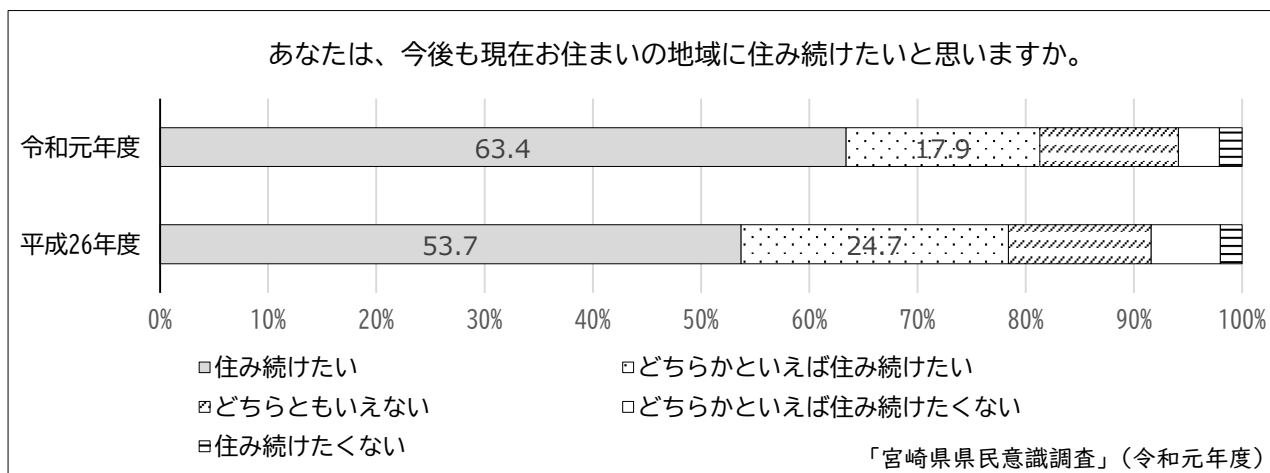
各種調査結果から

「自分の住んでいる地域やふるさが好きである。」と答えた児童生徒の割合は、約90%（小・中学校、高等学校児童生徒の平均値）であり、これまでの学校や地域での取組の成果であると考えられます。



また、現在住んでいる地域に「住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」と思う県民の割合は約81%であり、県民の地域に対する思いや郷土愛の高さが感じられます。

この地域への思いを更に育てていくためにも、地域と学校を軸にした連携・協働をより一層進めていくことが重要です。



本県においては、以上のような考え方や実態に基づき、県総合計画の施策の柱の1つに「県民が生涯を通じて学び、教育に参画する社会づくりの推進」を位置けるとともに、県教育振興基本計画に「地域と学校の連携・協働の推進」及び「地域と学校の連携・協働による多様な活動の充実」を位置付け、施策を展開しています。

これからのみやぎの地域づくり・学校づくりに向けて、県民一人ひとりが、「自己実現」を図り、当事者意識をもって「人づくり・地域づくり」に主体的に参画していこうとする意識の醸成と行動促進のために、以下の視点で本県教育の更なる充実を図ります。

【学校を核とした地域づくりの推進】

地域住民や保護者、NPO、企業等の幅広い参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動の推進に努めるとともに、高等学校において、地域課題を教材に探究的な学び等を進め、地域の担い手の育成や地域づくりにつながる教育活動の充実を図ります。

【地域とともにある学校づくりの推進】

保護者・地域住民の参画を得ながら学校運営の工夫・改善や学校支援の充実を図るとともに、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を推進して、地域ぐるみで教育的課題を解決する仕組みを構築するなど、地域とともにある学校づくりを推進します。

【子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制の構築】

地域や県民に向けて様々な機会・媒体により、教育に関する情報を積極的に発信・提供するなど、教育に関する県民意識の醸成を図り、県民の教育への協力・支援・参画を促進します。



(2) 地域と学校が連携・協働した多様な活動

地域と学校が連携・協働した多様な活動

県教育振興基本計画では、「地域と学校の連携・協働による多様な活動の充実」を重点的に推進する取組の一つとして掲げており、具体的な活動として、次のようなものを挙げています。

- * 地域の大人が子どもたちに、働く喜びや苦勞、生き方等について語る「よのなか教室」
- * 地域課題について地元自治体や産業界等と協働して、その解決を探究する学習
- * 地域の多様な資源を活用し、地域の協力を得ながら行う「ふるさと学習」
- * 地域ぐるみで子どもたちを見守る活動（登下校の見守りなど）
- * 地域の大人の協力による学習支援や部活動支援などの活動
- * 地域の大人による放課後や土曜日等における教育活動
- * 地域と学校が協働して行う社会奉仕や自然体験等の体験活動
- * 地域ぐるみで子育てや家庭教育の支援を行う活動
- * 地域と学校が合同で行う防災や危機管理に関する実践的な活動
（地域住民と学校が合同で行う避難訓練や地域の防災マップづくりなど）
- * まちづくりや地域おこし等の地域の活性化につなげる活動



地域や学校の実情や課題を踏まえながら、これまでの取組や活動、地域の特色などを生かして、個性豊かな活動が展開されるように努めていく必要があります。

県内で行われている活動の例

現在でも、県内各地で、幅広い地域住民の参画を得て、地域と学校が連携・協働した多様な活動が行われています。

例えば、次のような活動が行われています。

学びによる
まちづくり、
地域課題
解決型学習、
郷土学習

- 地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行したりする活動
- 「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする活動
- 地域の産業や商店街の職場体験、郷土の伝統・文化芸能を学び伝承する活動 など



伝統芸能の継承活動（小林市）

地域行事、
イベント、祭り、
ボランティア
活動等への参画

- 子どもたちが地域でのイベントや伝統行事、お祭りなどに、企画・運営の段階から参画する活動
- 地域イベントにおけるボランティア体験
- 伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



地域をPRする活動（日南市）

放課後子供教室

- 幅広い地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、多様な学習・体験活動や交流活動
- 「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえた放課後児童クラブと一体的に又は連携した実施による総合的な放課後対策を目指した活動 など



放課後の遺跡巡り（三股町）

外部人材を活用した土曜日等の教育支援活動

- 企業等の外部人材による学習・体験プログラムやキャリア教育支援、地域の企業等による職場体験等の取組
- 現代的な課題に対応した、ICTを活用したプログラミング講座、地域に在住する外国人による国際理解講座 など



休業日の職業体験（美郷町）

家庭教育支援活動

- 親子の「学び」と「育ち」を促すために、学びの機会や情報の提供、悩みや不安の相談活動等を行い、家庭の教育力の向上を支援する活動
- 地域の多様な人材で構成され、地域ぐるみで家庭教育を支える“家庭教育支援チーム”の組織
- 参加体験型で子どもとのかかわり方などを学ぶ「みやざき家庭教育サポートプログラム」の実施 など



子育て相談サロン（都農町）

企業や地域人材等による教育活動

【アシスト事業】 【県キャリア教育支援センター】

- 【アシスト事業】
- 専門性や人材などの豊富な教育的資源を有する企業や市民団体等が、学校・家庭・地域の教育活動に積極的に参画するための体制を構築
- 登録企業（アシスト企業）が、学校・家庭・地域のニーズに応じた教育活動を実施
（例）講話、職場体験・見学、出前授業、授業支援等
- 【県キャリア教育支援センター】
- 全市町村にキャリア教育推進体制を確立させるための支援
- 児童生徒のキャリア形成支援の取組強化と地域の将来を担う人材の育成支援
（例）講話、出前授業、キャリア教育プログラム支援、探究活動支援等



企業での親子研修（西都市）

学校に対する様々な協力活動

- 従前より学校支援地域本部で行われてきた学校に対する協力活動
（例）・登下校の見守り ・本の読み聞かせ
・花壇や通学路等の学校周辺環境の整備
・各教科の授業補助 ・部活動支援 など
- ※これらの活動をベースに、連携・協働した活動に発展させていくことを期待



数学科での授業支援（延岡市）



地域と学校が連携・協働した活動には多様なものが考えられますが、多くの活動に取り組めばよいというものではありません。目的や目標を共有した上で、双方にメリットのある活動、他者と協働するからこそできる活動に取り組んでいくことが大切です。

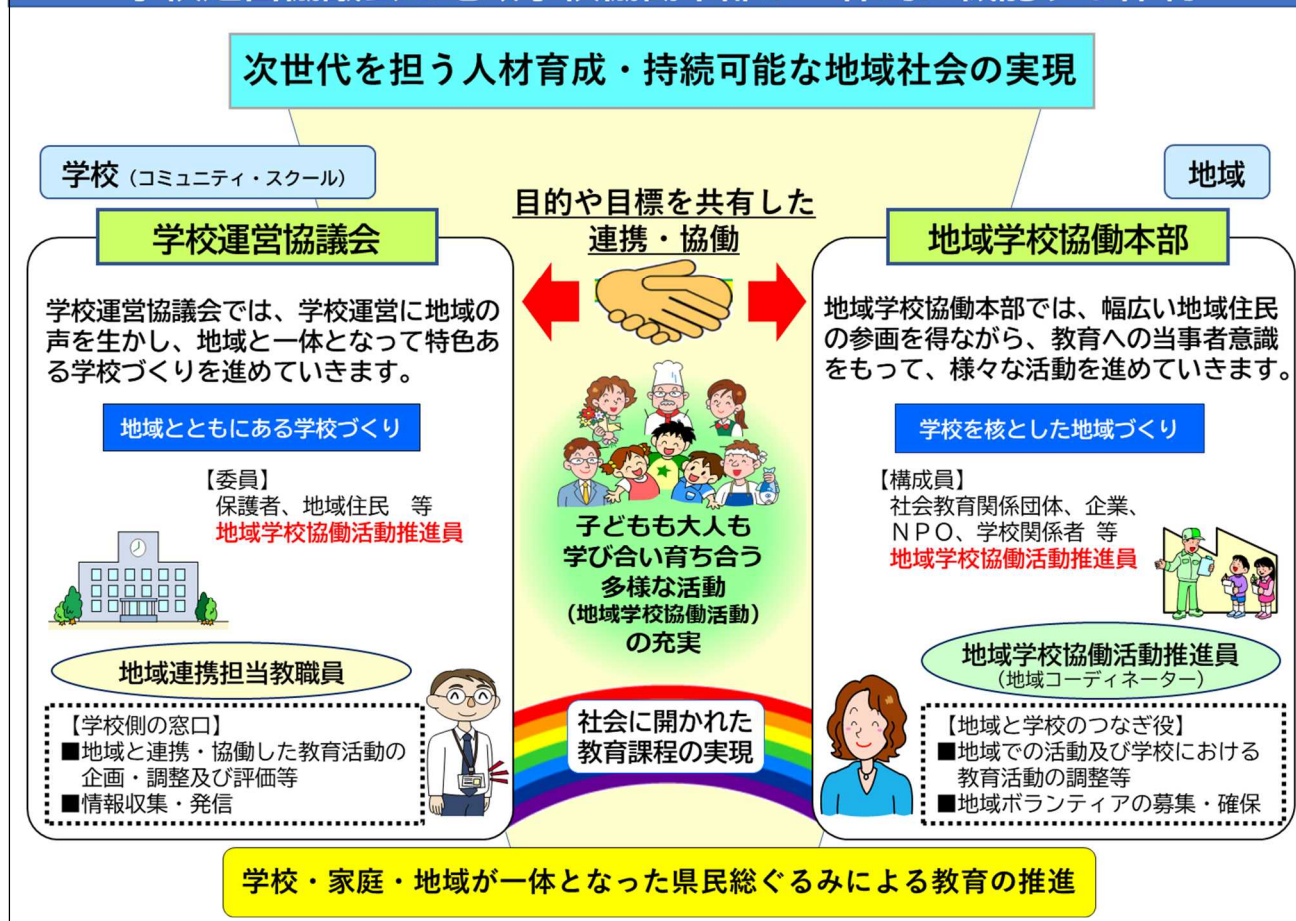
学
校行
政地
域

(3)

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の
一体的推進

学校運営協議会と地域学校協働本部のそれぞれがもつ機能を一体化させることで、学校と地域が連携・協働していくための両輪としての相乗効果を発揮します。

学校運営協議会と地域学校協働本部が一体的に機能する体制



地域とともにある学校づくり

学校運営に地域住民や保護者等が参画することを通じて、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させるとともに、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことが求められています。

学校を核とした地域づくり

地方創生の観点からも、地域の子どもたちが集う学校という場を核とした連携・協働の取組を通じて、子どもたちの地域への愛着や誇りを育み、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進していくことが重要です。

子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

学校と地域が連携・協働するだけでなく、子どもの育ちを軸に据えながら、地域社会にある様々な機関や団体等がつながり、住民自らが学習し、地域における教育の当事者としての意識・行動を喚起していくことで、大人同士の絆が深まり、学びも一層深まっていきます。

地域における学校との協働活動に参加する住民一人ひとりが学び合う場をもって、子どもの教育や地域の課題解決に関してともに学び続けていくことは、生涯学習社会の実現のためにも重要です。

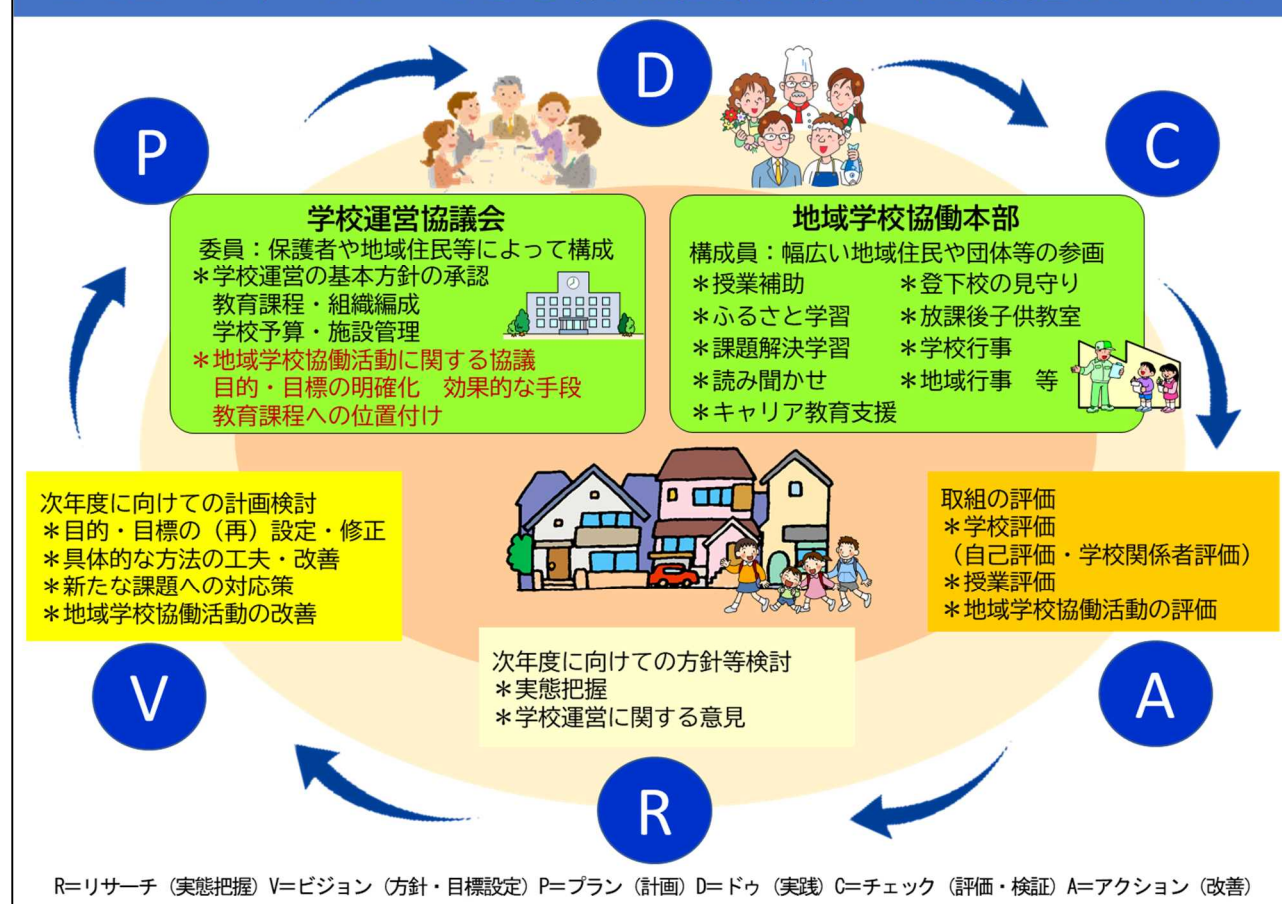
一体的推進の必要性（学校運営協議会と地域学校協働本部の関係）

学校運営協議会と地域学校協働本部が連携していくことにより、以下のような効果が期待されます。

- 子どもたちの教育に関する課題や目標等が共有され、学校と地域それぞれの当事者（主役）意識が高まることで教育に対する責任を分担できる。
- 連携する体制を構築することで、学校運営の改善と連動した地域学校協働活動が推進されるとともに、学校と地域の連携・協働した取組が組織的・継続的に行われ、地域の実情を踏まえた「特色ある学校づくり」につながる。

一体的推進のサイクルイメージ

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進のサイクル



学
校行
政地
域

(4) 地域と学校が連携・協働することによる効果

地域と学校が、目的や目標を共有し、連携・協働することにより、様々な効果が期待できます。

学校への効果

① 学校運営への効果の観点から

保護者や地域住民等の理解と協力を得た風通しのよい学校運営が実現します。

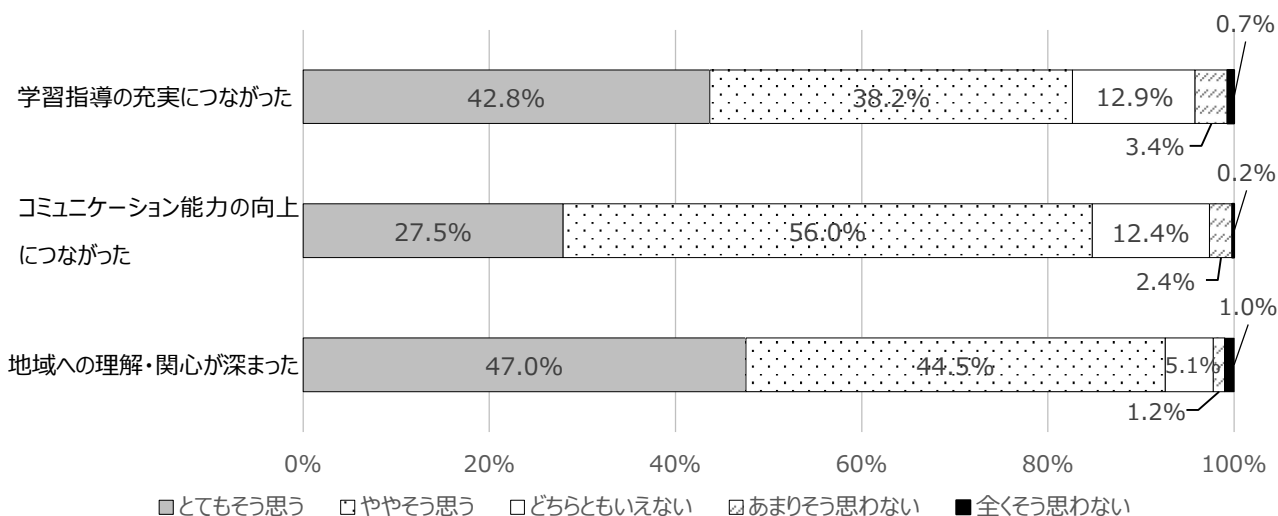
- 地域の意見や力を生かした学校運営や教育活動を進めることができ、「社会に開かれた教育課程」の具現化につながります。
- 保護者や地域住民の学校の現状や方針への理解が深まり、地域が学校の応援団になります。
- 教育に対して学校任せでなく、地域が学校と一緒に子どもたちの成長について考え、責任や役割を分担することで、それぞれが当事者意識をもって子どもたちに接するようになります。
- 登下校中や放課後の時間などにおいて、多くの大人に見守られることになり、安心・安全に生活することができるといった生徒指導上の効果も期待できます。

② 子どもたちへの教育的効果の観点から

保護者や地域住民等の協力を得た学びや体験が充実します。

- 地域の創意工夫や特色を生かすことで、子どもたちに様々な体験をさせたり、学びを充実させたりすることができ、学習意欲の高まりや地域への理解の深まりにつながります。
- 地域の方とのふれあいを通して、社会性やコミュニケーション力などが培われます。
- キャリア教育の観点からも、多様な学びの中で地域や社会との関わり、様々な職業の大人と出会い、社会的・職業的自立に向けた学びを積み重ねることが出来ます。
- 地域を知ることによって地域のよさに気づき、ふるさとを大切に作る心が育ちます。

地域住民と交流することによる子どもたちへの効果



「令和2年度 学校と地域の連携・協働の推進に関する実態調査」 ※調査対象：県内公立小・中学校、県立学校（県生涯学習課調査）

③ 教職員への効果の観点から

地域と学校が「顔なじみ」の関係となり、教職員の資質向上・負担軽減につながります。

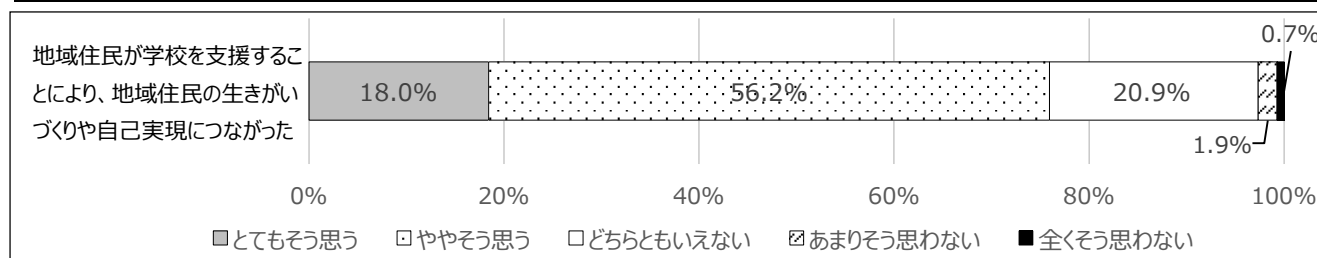
- 教職員と地域住民が連携・協働する機会が増えることで、教職員の地域人材や地域素材に対する理解が深まり、地域に根差した教育を行うことができます。
- 見学先、職場体験の受入先等の連絡・調整や、教育活動への支援において地域の協力を得ることにより、本来教職員が担うべき役割に専念することができ、子どもと向き合う時間が増えるなど、教職員の負担軽減につながります。
- 複数で子どもたちを見守ることにより、これまで以上に子どもたちへの目が行き届き、地域の方から子どもたちのよさなどの情報を得ることもできます。
- 教職員自身も地域の一員としての自覚や責任感が高まるとともに、地域の方から様々なことを学ぶことで、社会人としての幅広い教養を身に付けることが期待できます。

地域への効果

① 地域住民への効果の観点から

地域住民が主体的に教育に参画することで、地域住民の生きがいづくりにつながります。

- 地域と学校の連携・協働を通して、地域の子どもたちや教職員と顔なじみになったり、他の地域住民との交流が図れたりし、地域のつながりを深めることができます。
- 地域の未来を担う子どもたちを、地域住民自らの手で育てることができます。
- 教育活動に参画することが、地域住民がもつ知識や技能を生かす場となるとともに、子どもたちとのふれあいを通して、地域住民の生きがいづくりや自己実現につながります。



「令和2年度 学校と地域の連携・協働の推進に関する実態調査」 ※調査対象：県内公立小・中学校、県立学校（県生涯学習課調査）

② 地域づくり・まちづくりの観点から

地域の教育力の向上や地域課題の解決に向けた効果が期待されます。

- 地域の子どもたちが集う学校を中心に地域がつながり、地区の祭りや行事などの地域の活動が活発化します。
- 子どもたちへのかかわりや教育活動への参画を組織的・継続的に実施していくことで、社会総掛かりでの教育が充実し、地域の教育力の向上につながります。
- 地域住民が分野を超えて連携・協働することで、新しいまちづくりやよりよい地域づくりにつながります。
- 災害時における避難所運営など非常時の円滑な体制づくりや防犯対策にもつながります。

学校

行政

地域

(1)

地域学校協働活動と地域学校協働本部

地域学校協働活動とは

地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、関係団体・機関の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動を「地域学校協働活動」といいます。子どもたちにとっても地域の方々にとっても、地域全体が学びの場であると言えます。

◆ 地域学校協働活動の概念図 ◆



＊ 次代を担う子どもに対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働する。

＊ 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の再生・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。

地域学校協働活動は、社会教育法第5条第2項において、学校と協働して行う以下の活動と規定されています。

- 学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設等で行う学習、その他の活動
- ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動
- 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動、その他の活動

地域学校協働本部とは

地域学校協働活動を推進していく上で要となる組織・体制が地域学校協働本部です。従来の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、地域の子どもたちのために目的や活動に応じて、関係する団体等と緩やかなネットワークを形成します。

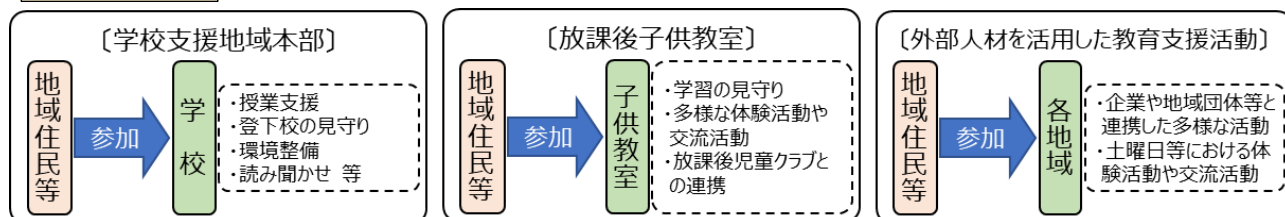
文部科学省は、地域学校協働本部の整備にあたり、地域による学校の「支援」から、地域と学校双方向の「連携・協働」を推進し、「個別」の活動から「総合化・ネットワーク化」した活動へ発展させていくことを前提とし、以下を地域学校協働本部の3要素として示しています。

◆ 地域学校協働本部の3要素 ◆

- ① **コーディネート機能**
(地域住民等や学校関係者との連絡調整、活動の企画・調整を担う役割)
- ② **多様な活動**
(より多くの住民等の参画による多様な地域学校協働活動の実施)
- ③ **継続的な活動**
(地域学校協働活動の継続的・安定的な実施)

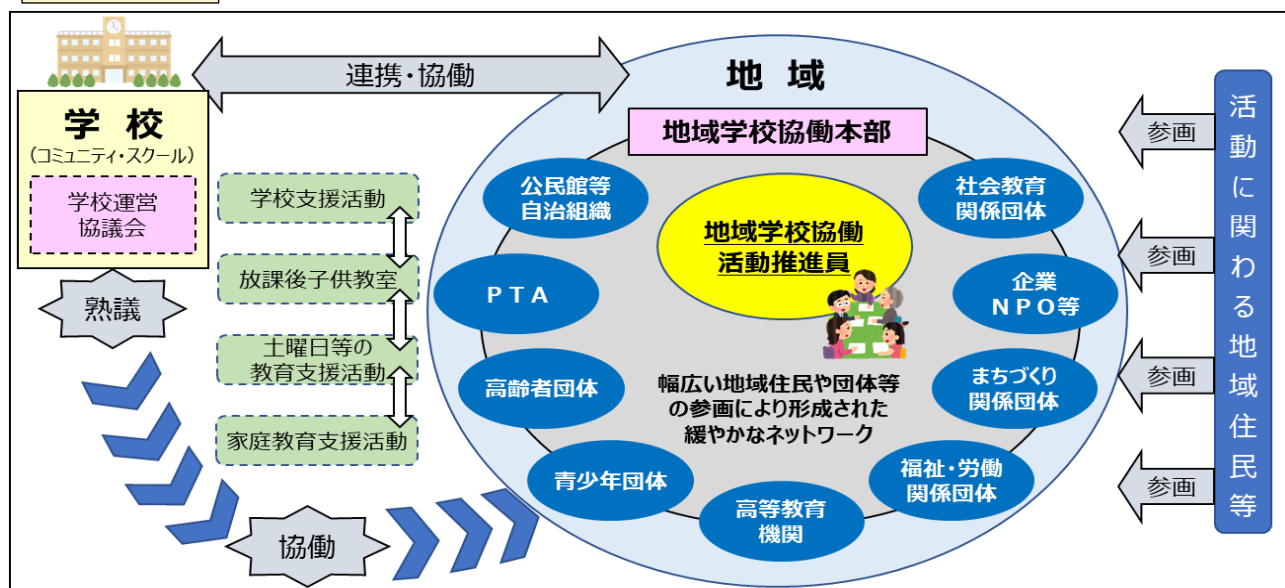
地域学校協働本部のイメージ

これまでは…



事業ごとに個別に会議が行われ、活動もそれぞれで実施されてきた…

これからは…



地域学校協働本部のコーディネート機能を充実させ、総合化・ネットワーク化した活動へ



(2)

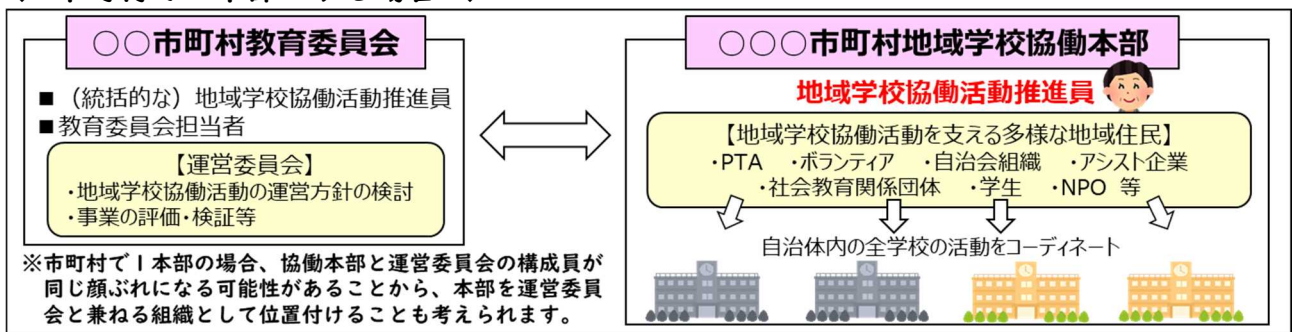
地域学校協働本部の整備

地域学校協働本部の整備

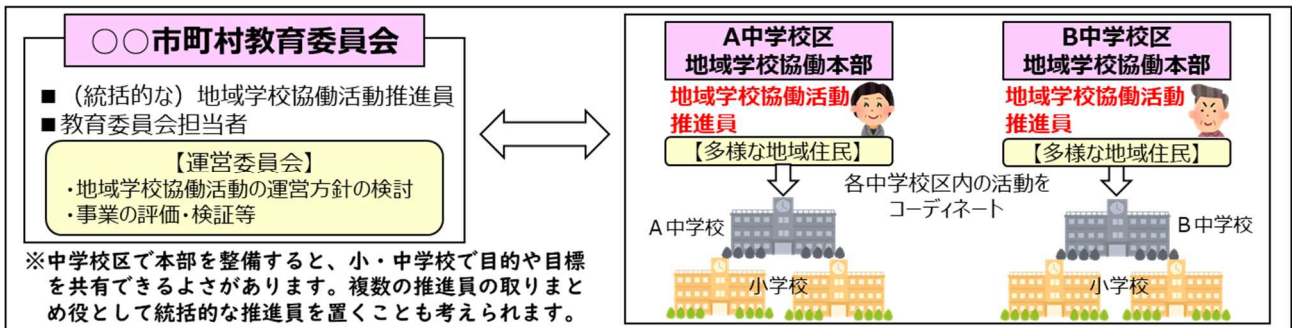
地域学校協働本部の整備は、市町村教育委員会が関係部局や学校、地域の既存の組織などと協議をしながら、実態や実情に応じて進めていくことになります。

地域学校協働本部を、市町村で1本部とするのか、中学校区ごとに整備するのか、全ての学校に整備するのかについては、自治体や学校の規模等を考慮しながら、持続可能で効果的な体制整備を進めることが大切です。また、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度を導入した学校）をどのように導入しているか（導入予定か）についても考慮しながら協働本部の整備を検討していくとよいでしょう。

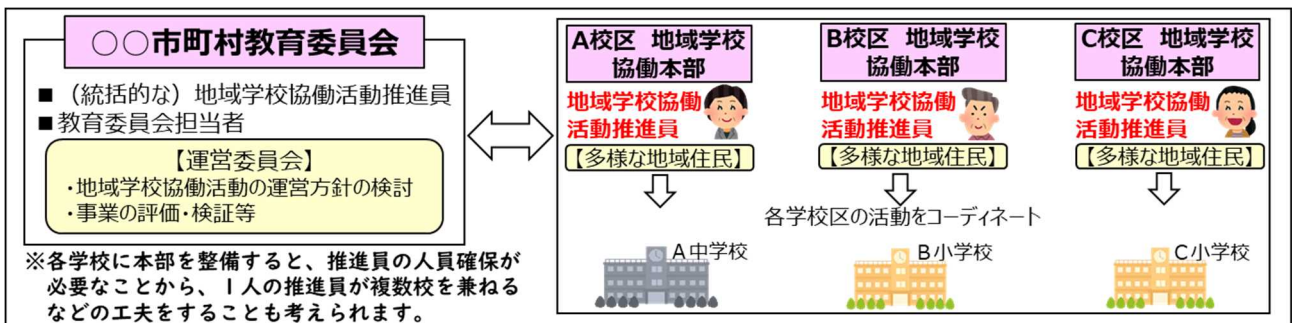
◆ 市町村で1本部とする場合 ◆



◆ 中学校区ごとに本部を整備する場合 ◆



◆ 各中学校区に本部を整備する場合 ◆



* 新たに地域学校協働本部を整備する場合、既存の組織を有効に活用する方法があります。

(例) 学校支援地域本部、放課後子供教室運営委員会、まちづくり（地域づくり）協議会、青少年育成連絡協議会、子育て支援連絡協議会 など

その際、会の機能を考えた上で、当該組織をもって地域学校協働本部に充てることも可能です。

(例) まちづくり協議会の□□部会＝地域学校協働本部とする など

* 「〇〇地域学校協働本部」という名称である必要はありません。

地域学校協働活動推進員とは

例えば、こんなことがあります。

学校

「総合的な学習の時間に地域の方に来てほしいけど、どこにどんな人がいるか分からない。」

「専門家の方に来ていただけたけれど、説明が高度で子どもにとっては難しかった。」

地域

「子どもたちのために手伝えることはあるけれど、学校は気軽に行きにくい。」

「授業のゲストティーチャーを頼まれたが、先生との役割分担が不明確で困った。」

せっかく地域と学校が連携・協働した取組をしようとしても、このようにうまく行かないケースがあります。ここで「コーディネート機能」が働くと、互いのニーズやそれぞれの役割を理解し合うことができ、連携・協働した取組が推進されます。

地域学校協働活動を推進するためには、地域と学校をつなぐコーディネーターの役割は不可欠です。「地域学校協働活動推進員」は、社会教育法第9条の7に基づき、教育委員会が委嘱する地域住民等と学校との連絡調整等を行うコーディネーターです。法律に位置付けられた明確な立ち位置で地域学校協働活動を推進することにより、継続的で円滑な活動を行うことができます。

◆ 地域学校協働活動推進員の役割は何でしょうか？ ◆

- ＊ 学校や地域住民、関係者との連絡・調整や地域学校協働活動のコーディネート
- ＊ 地域ボランティアの募集・確保
- ＊ 地域学校協働本部の事務処理
- ＊ 地域住民への情報提供・助言・活動促進
- ＊ 学校運営協議会における地域学校協働活動に関する協議



◆ 地域学校協働活動推進員として望まれるのはどんな人でしょうか？ ◆

- ＊ 地域学校協働活動に対する熱意と識見、深い関心と理解がある人
- ＊ 地域の住民、団体、機関の関係者をよく理解している人
- ＊ 学校の実情や教育方針への理解がある人
- ＊ 活動を円滑に進めるためのコミュニケーションができ、人と人、人と情報をつながられる人

どの地域でもこのような人材の確保は容易ではありません。人材の発掘・育成を計画的に進める必要があります。

◆ 地域学校協働活動推進員をどんな人に頼めばいいのでしょうか？ ◆

- ＊ これまでのコーディネーターやその経験者
- ＊ 地域ボランティアとして活動している人
- ＊ P T A等の経験者
- ＊ 退職した校長や教職員、社会教育主事有資格者
- ＊ 自治公民館・自治会や青年組織等の地域団体の関係者
- ＊ 地域や学校の実情を理解する企業、N P O、団体等の関係者 等

特定の個人に頼り過ぎないために、推進員の複数配置による持続的・組織的な体制整備等の工夫も必要です。

統括的な地域学校協働活動推進員とは

教育委員会は、より広域的な観点から主に市町村等の域内における地域学校協働活動の推進を図るため、必要に応じて「統括的な地域学校協働活動推進員」を委嘱することもできます。

統括的な地域学校協働活動推進員は、各推進員とコミュニケーションを取り、助言や情報提供等をしていくことが求められます。

※ 地域学校協働活動推進員の委嘱については、22 ページを参照してください。

学校

行政

(3) コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)

学校運営協議会の主な機能

学校運営協議会制度を導入した学校を
コミュニティ・スクールと呼びます。



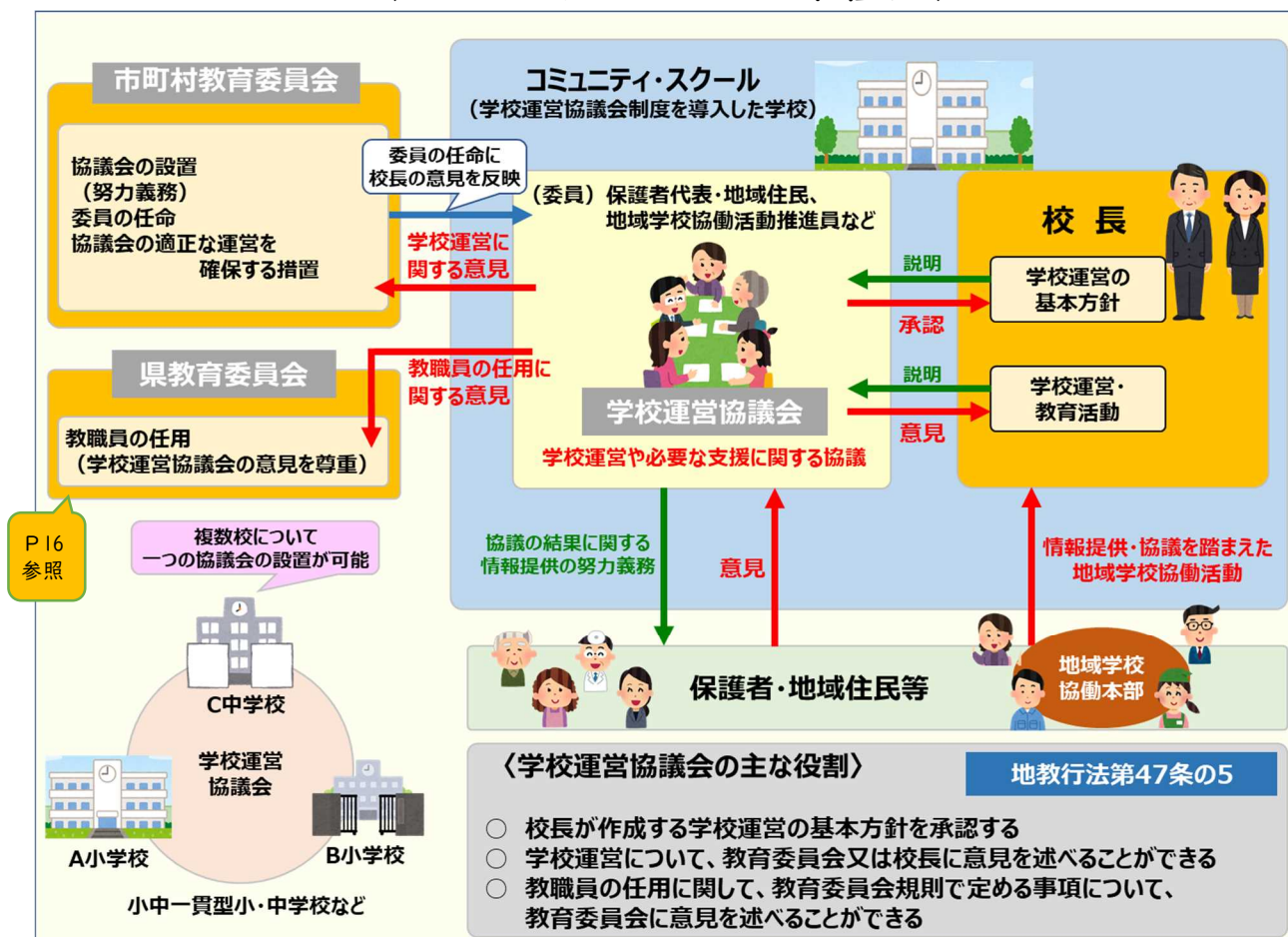
社会総掛かりでの教育を推進していくため、これからの公立学校は「開かれた学校」から更に一歩踏み出し、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことが重要となります。

学校運営協議会の主な3つの機能

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)

◆ コミュニティ・スクールの仕組み ◆



学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長に替わり学校運営を決定・実施するものではありません。そのため、校長のリーダーシップを一層発揮できる環境を整えるために、委員として学校とともに行動していける人材を確保していく必要があります。

学校運営協議会の設置に向けた教育委員会の役割

平成29年3月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務となりました。教育委員会の役割としては、学校運営協議会等への理解促進を図るとともに、管理職等への研修会の企画・実施等の推進が求められています。また、学校の設置者として公立学校における学校運営協議会設置の推進も求められます。そのため、保護者や地域住民等に対しても、取組の必要性や成果を広く周知するなど、学校への理解と参画を促す環境づくりを積極的に行うことが重要です。

◆ 教育委員会が行う準備の例 ◆

導入前

◇ 自治体の施策、教育振興基本計画等への位置付け

各学校では、職員会議や地域との意見交換会等の機会に課題を把握・整理し、地域課題に即した学校教育の在り方等、取り組む内容等の共有を行います。また、各教育委員会、自治体の施策や教育振興基本計画等へ学校運営協議会の設置を位置付け、目的の明確化を図ります。

◇ 教育委員会規則の準備

管内の学校に学校運営協議会を設置する教育委員会は、「学校運営協議会規則」（教育委員会規則）を制定する必要があります。

また、委員報酬等の予算化や制度の周知、研修会等も検討します。

◇ 委員の任命の準備

校長とともに、学校や地域の課題解決に向けた取組、学校運営協議会の目的達成に向けて、どのような体制、委員によって学校運営協議会を運営するか、部会を設置するかなど、組織の全体像を構想します。そして、効果的な熟議が展開できるように、取り組むテーマに即した適切な人材を委員に選びます。

導入初年度

◇ 説明会・研修等の実施

学校運営協議会は教育委員会が設置するものですので、責任をもって、学校運営協議会や学校へ助言・支援を行っていくことが不可欠となります。

- ・学校の管理職・教職員に向けての制度の周知と研修
- ・学校運営協議会委員に向けての制度の周知と研修
- ・保護者・地域住民・既存団体等に向けての制度の周知
- ・総合教育会議等を通じた首長部局への周知と連携協力体制の構築
- ・啓発リーフレットの作成
- ・各組織・団体との連絡調整や運営ボランティアの募集 など

学校運営協議会の委員

委員は、校長が作成する学校運営の基本方針の承認等の一定の権限をもつことから、特別職非常勤の地方公務員として任命されます。

また、学校運営協議会の委員は、職務の性質上、守秘義務等についても教育委員会規則で定めておくことが適当です。



学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置についても、規則の中に定めておく必要があります。

学校運営協議会と校長の意見が異なり、校長が策定した基本方針について承認を得られない場合、校長と学校運営協議会は議論を尽くして、成案を得るように努めなければなりません。仮に、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠いてしまっていること等を理由に承認を得られない場合は、校長は承認を得ずに学校運営を行うことができます。そうした状況が継続する場合には、教育委員会は協議会の運営を一時的に停止させ、運営の改善に向けた指導を行うことなどが想定されます。

学
校行
政

(4)

コミュニティ・スクールの組織・運営

学校運営協議会の設置に向けた準備

学校運営協議会は、学校と地域が課題を認識し、共通の目標やビジョンをもつことから始まります。

近年、学校や地域が抱えている課題は複雑かつ多岐にわたっており、学校だけ、地域だけで解決することが難しくなっています。そのため、学校は地域の意見を聞き、地域の人材や資源がもつ力を取り込みつつ、地域と連携・協働する中で、教育活動を展開していく必要があります。

学校運営協議会の組織づくり

学校運営協議会を組織するにあたっては、まず教職員・保護者・地域住民等から、設置の目的や仕組みなどの理解を得る必要があります。そのために、学習会や先進校視察、広報活動等を通して、学校運営協議会の具体的な運営方法等についても周知します。また、既存の小中一貫教育の組織や学校評議員等の仕組みを生かすなど、学校や地域の実情に応じた組織づくりを行います。

◆ 学校運営協議会導入に向けた準備 ◆

学校運営協議会

- 年間活動計画の作成
- 人数・メンバー構成
- 協議会の進め方
- 協議する主な内容
- 部会・分科会等の設置 など



学校・教職員

- 学校運営協議会設置の目的の共通理解
- 学校運営協議会担当教員の任命
- 校内分掌との関連付け
- 学校行事との関連付け
- 研修会等の実施
- 教育委員会との連絡調整 など

保護者

- 保護者への周知徹底
- PTA活動との関連付け
- 保護者の参加・協力依頼 など

地域住民

- 地域の実態の把握
- 住民への周知
- ボランティアの活用
- 地域学校協働本部・公民館との連携 など

関連校・関連団体等

- 小・中連携の在り方を協議
- 連携型の学校運営協議会の在り方
- コーディネーターの活用 など



既存の仕組みをベースとして、保護者や地域住民等が学校運営に参画する持続可能な学校運営協議会制度を構築しましょう。

「学校評議員」や「学校関係者評価委員会」、様々な学校支援の取組等は、学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる大切な取組です。それをベースとし、段階的に学校運営協議会に発展していくことで、組織的・継続的な体制が構築され、従来の取組も一層充実していきます。

「熟議」・「協働」・「マネジメント」

教職員と地域の保護者・地域住民等が、学校や地域の課題を共有し、共通の目標・ビジョンをもち一体となって地域の子どもたちを育てていくことは、子どもの豊かな育ちを確保するとともに、地域の絆を強め、地域づくりの担い手を育てていくことにもつながります。

そこで、学校運営協議会が設置された学校は、法律や規則で定められた3つの機能に加え、以下の視点（「熟議」「協働」「マネジメント」）をもって学校を運営していくことが重要です。



熟 議

「熟議」とは、よりよい集団（学校）生活や人間関係を築くために、「協働して取り組む一連の自主的、実践的な活動」を「話し合い」を重ねながら生み出そうというものです。

- ① 多くの当事者（保護者、教職員、地域住民等）が集まって、
- ② 課題について学習・熟慮し、討議をすることにより、
- ③ 互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに、
- ④ それぞれの役割に応じた解決策が洗練され、
- ⑤ 個々人が納得して自分の役割を果たすようになる



協 働

「熟議」の実施を通して学校と地域の信頼関係の基礎を構築した上で、学校運営に地域の人々が「参画」し、共通の目標に向けて「協働」して活動していくことが大切です。（⇒地域学校協働活動の実施）

このことが、地域とともにある学校づくりの実現につながります。



マネジメント

校長のリーダーシップのもと、目指すべきビジョンの達成に向かって学校内の組織運営を管理することにとどまらず、地域との関係を構築し、地域人材や資源等を生かして学校を運営していく力が必要となります。

◆ 「教職員の任用に関する意見」の取扱いについて ◆

任用に関する意見は、学校の課題解決や教育の充実のために校内体制の整備充実を図る観点から述べられるものです。学校運営協議会は、学校の基本方針を踏まえつつ、保護者や地域の意見を学校運営により反映し、学校運営を充実していくために必要な教職員の人事について、当該学校を設置する教育委員会を通じて任命権者に意見を述べることができます。

任命権者は域内の実情を踏まえつつ、学校運営協議会からの意見を尊重するよう努めることが求められますが、任命権者の任命権の行使そのものを拘束するものではありません。

「宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」では、「特定の個人の採用に関するものを除く」と意見の対象を定めています。

学校

行政

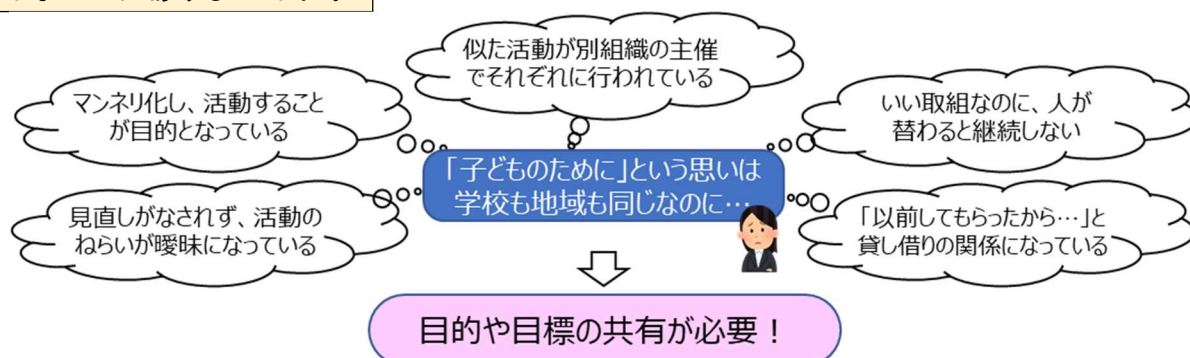
(5)

地域と学校の連携・協働を充実させるために

目的や目標の共有

これまでは、学校が決めた教育目標や目指す子ども像を具現化するために、地域の方々の力を活用するというスタンスでした。しかし、学校の教育目標を地域の方がどれだけ知っているでしょうか。目指すところを共有することなしに協働は進みません。目的や目標を地域と学校が共有することの意味は、教育の責任を双方で受けもつということであり、地域住民も子どもたちの成長を支える当事者として主体的に関わるようになります。

こんなことはありませんか？



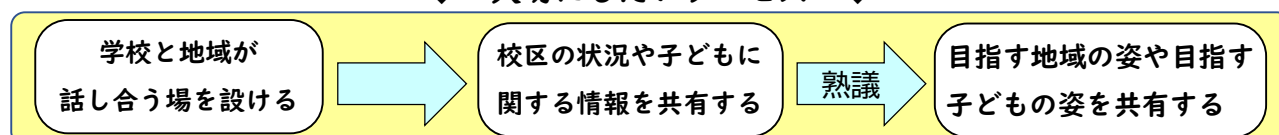
目的や目標を共有するために

学校の教職員も保護者・地域の人たちも、子どもたちを思う気持ちはあるけれど、その思いは全く同じではありません。連携・協働を進めるためには、まずは、その異なる見方や考え方を持ち寄って“話し合う場を設ける”ことが必要です。

次に必要なことは、学校と地域が“情報を共有する”ことです。教職員は学校内における子どもの実態についてよく分かっています。しかし、地域の方は学校の中の実態がよく分かりません。学校と保護者、地域が一つのことで議論するには、子どもたちの学力や体力、学校生活、家庭生活の様子など、目に見えるデータをもって伝え合うことで議論が深まり、子どもたちの強みや課題が見えてきます。

そして、話し合い（熟議）によって、“目指す地域の姿”や“目指す子どもの姿”を共有します。このようなプロセスにより、「他人ごと」から「自分ごと」へ、そして「自分たちごと」へと当事者意識が生まれます。

◆ 大切にしたいプロセス ◆



「協働」は、必要性の中から自ずと育まれていくものであり、第三者からの要請で築いていくものではありません。異なる立場にある者同士が、互いの立場や特性を分かり合い、その上で学び合い、力を出し合い、そして互いが変わっていく姿を見ることで自らも変わろうとする。そんな姿が協働の原点ではないでしょうか。

これからの時代を生きる子どもたちには、異なる考えをもつ「異質な他者」と連携・協働する力が求められます。まずは、私たち大人が、立場を超えて連携・協働する姿を見せたいものです。

熟議（ワークショップ）の例

「協働」による活動を生み出していくためには、ワークショップなどの方法により、「熟議（熟慮と討議）」を重ねていくことが大切です。

◆ ワークショップのテーマ例 ◆

- * 「〇〇校区の子どもたちにどのように育ってほしいか考えよう」
- * 「子どもたちのよさをとらえて、『さらに伸ばしたい力』を考えよう」
- * 「〇〇校区の特色を生かして、地域と学校が一緒にできることを考えよう」
- * 「子どもたちが30歳になったとき、どのような人になってほしいか考えよう」

テーマに連続性をもたせたり、同じテーマを2回続けて深めたりするなど、いろいろな方法が考えられます。大学生や中高生にも参加を呼びかけ、大人も子どもと一緒に考える機会にするのもよいでしょう。

熟議の進め方については、「地域みんなで子供たちの未来を考えるワークショップのすすめー地域とともにある学校づくりに向けてー」（平成27年3月文部科学省）が参考になります。



取組の見直し・改善

「うちの校区では、十分に地域と学校の連携はできている。なぜ変わらないといけないのか。」という声を聞くことがあります。従来の学校支援地域本部をはじめとする取組により、授業支援や登下校の見守り、読み聞かせなどの地域から学校への協力活動が十分に行われている地区ほど、そのような意見が出やすいものです。

しかし、よく話を聞いてみると、“その活動を通してどんな子どもを育てたいのか”という点が地域と学校で共有されておらず、「これまでも取り組んできているから…」と、何となく継続されていることが多いものです。場合によっては、子どもたちを思う気持ちから、「あれも、これも」となりがちで、多くの活動を抱えているにもかかわらず、一度始めるとなかなかやめられないということもあるようです。

活動の総点検【棚卸し】

協働活動として高めていくためには、これまでの活動の総点検をするとよいでしょう。

◆ 活動の総点検 ◆

今行われている活動を一覧表にして、可視化してみる

今行われている活動が、地域と学校が共有した目的や目標（“目指す地域の姿”“目指す子どもの姿”）に合致しているかどうかを検証する

- * これからも必要だという活動については、意義付けをして継続する
- * 改善が必要な活動については、統合したりスクラップしたりしてスリム化を図る
- * 共有した目的や目標に照らして足りない活動があれば、協働本部で検討する

活動の総点検を行うことで、次のような効果が期待できます。

- 個別に行われていた活動を組み合わせて、より効果的な活動にできる
- 活動にかかわる人の交流から、単独では成し得なかった取組が可能になる
- 無駄を省くことにつながり、特色のある質の高い協働活動にできる



学
校

行
政

(1)

学校の役割

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて

平成 29 年改訂の学習指導要領では、これからの時代に求められる教育を実現していくために「社会に開かれた教育課程」の実現が重要とされています。

◆ 「社会に開かれた教育課程」のポイント ◆

- 1 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- 2 これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い、関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確にしていくこと。
- 3 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」

平成 28 年 12 月 21 日中央教育審議会 より



本県の教育振興基本計画に示されている、「県民総ぐるみによる教育」の推進の考え方と同じです。

学校内で共通理解しておきたい事項

地域との連携・協働を進める上で、体制整備を含めた以下の事項について、校内において共通理解を図っておくことが大切です。



学校側の窓口をつくりましょう！〔地域連携担当教職員の校務分掌上での位置付け〕



地域との連携・協働の意義や必要性等に関する理解を深め、学校全体で取り組むために教職員の共通理解の場を設けましょう！〔校内研修の設定、校外研修への参加等〕



「こんな地域にしたい」「こんな子どもたちを育てたい」という目的や目標を、地域と学校で共有しましょう！〔学校運営協議会との連携〕



地域の力、学校の力を、それぞれどの場面で活用・発揮できるかを考え、教育課程に位置付けましょう！〔社会に開かれた教育課程・カリキュラムマネジメントの視点〕



連携・協働活動を継続していくために、成果と課題を明確にし、次年度の活動の改善・充実につなげましょう！〔評価（活動後の評価や学校評価等）の活用〕

地域連携担当教職員とは

地域学校協働活動を実施する際の、学校側の窓口となる教職員です。窓口を明確にすることで、校内の体制が整備され、情報が一元化される等、地域との連携・協働による授業や体験活動等の調整が円滑に行われ、効果的・効率的に活動が展開されることが期待できます。

また、地域と学校の窓口の存在により、こんな地域にしたい、こんな子どもたちを育てたいという目的や目標の共有もスムーズになり、学校運営協議会との一体的な推進にも効果が期待できます。

地域連携担当教職員は、地域との連携・協働を進める校内の中心的存在であり、学校が組織としての力を発揮していくリーダーとして校務分掌に位置付けることが重要です。

ただし、リーダーである地域連携担当教職員の個人の能力に依存するのではなく、リーダーを中心として学校の全ての教職員が地域との連携・協働を円滑に行うための資質を養成していくことが求められます。



※ 地域連携担当教職員及び教職員の資質向上研修については P.31 参照

地域連携担当教職員の主な役割

- ① 校内のニーズ把握及び連携・協働する取組の調整（各種団体との連絡調整、人材・素材の活用）
- ② 地域との連携・協働に関する情報収集（地域教育資源の発掘も含む）及び情報発信
- ③ 年間指導計画の作成支援及び活動の成果と課題の整理
- ④ 地域との連携・協働に関する研修会への出席及び校内における研修の企画・運営

地域連携担当教職員の要件

地域連携担当教職員は、原則として、管理職以外の者から、社会教育士^{※1}又は社会教育主事（任用資格）^{※2}の有資格者をもって充てることとします。但し、該当者がいない場合等、学校の状況により、教頭を含めた教職員を任命する場合があります。

※1 社会教育主事講習等規定の改正により認められた称号【専門的知識を有していることを表す称号（第8条・第11条）】

※2 社会教育法第9条の4に定められた資格

地域と学校の連携・協働を推進するための行政の役割

地域と学校の連携・協働を推進していくために、行政の役割は重要です。特に、地域学校協働本部の整備や地域学校協働活動推進員の委嘱、コミュニティ・スクールの導入などの体制づくりに関することは、行政のリーダーシップが求められます。

ただし、これらの体制づくりはあくまでも手段であって、目的ではありません。その先にある「地域や学校の未来の姿」について、総合教育会議等の場において、地域振興、社会福祉、医療、防災等を担当する幅広い部局を交えて基本的な方針等を検討し共有しておくことが重要です。その上で、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との一体的推進（５～６ページ参照）を念頭に活動を進めていくと、より深い共通理解が図られ効果的・効率的な取組につながると考えられます。

地域学校協働本部の整備

既存の組織を活用して協働本部とする場合

学校支援地域本部、放課後子供教室運営委員会、まちづくり（地域づくり）協議会、青少年育成連絡協議会、子育て支援連絡協議会など、地域にある既存の組織を基盤として、地域学校協働本部に移行します。

その際、既存の会の機能を考えた上で、当該組織をもって地域学校協働本部に充てることも考えられますし、活動を推進する上で必要と考えられる地域の団体・機関等を新たに本部の構成員として組み込んでいくことも考えられます。特に、活用したい既存の組織を首長部局の担当課が所管している場合は、教育委員会と関係部署との十分な連携が不可欠です。地域学校協働活動の趣旨の理解や地域の未来の姿を共有していくことが必要となってきます。

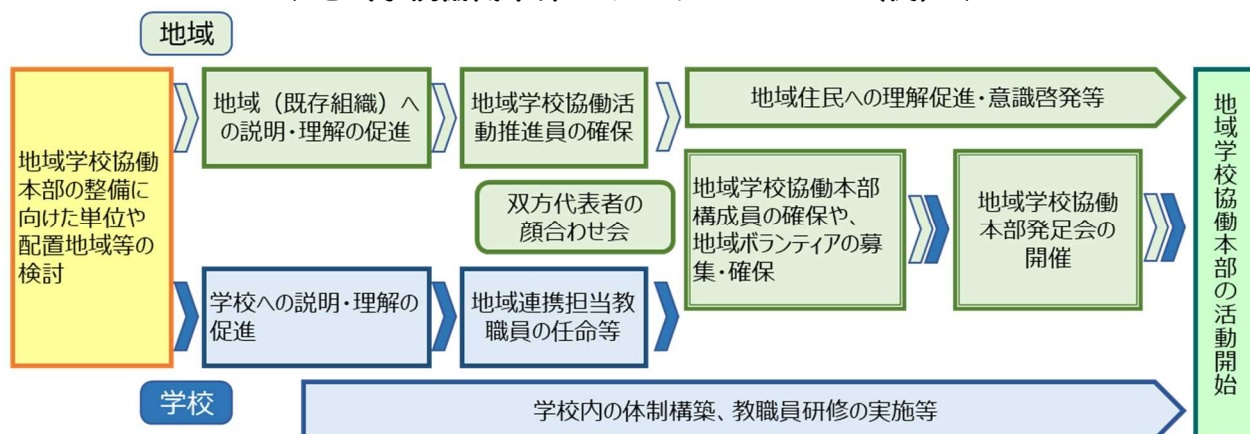
なお、本部が活動の対象とする範囲（本部の単位）の例は、11ページを参照してください。

既存の組織がなく、新たに協働本部を整備する場合

地域学校協働本部をどのように整備するのか、設置要綱や規約等の準備、活動の対象とする範囲、構成員、地域学校協働活動推進員の確保等、基本的な内容から検討しておくことが必要です。

また、地域学校協働活動について、地域の方や学校の理解を促していく必要もあります。

◆地域学校協働本部立ち上げのプロセス（例）◆



地域学校協働活動推進員の委嘱

社会教育法第9条の7では、教育委員会が地域学校協働活動推進員を「委嘱」することができる定められています。県では、法の規定に基づいて、各市町村教育委員会において委嘱することを推奨しています。(地域学校協働活動推進員の役割等については、12ページを参照してください。)

◆ なぜ「委嘱」をするのでしょうか？ ◆

地域学校協働活動を組織的・継続的に実施していくためには、当該推進員が具体的に行うべき業務の内容や、遵守すべき事項、処遇等を明確にした上で、活動の推進主体である教育委員会が責任をもって依頼することが望ましいためです。

推進員も、教育委員会から委嘱されているという立場が明確になることで、様々な団体等に出向いてつなぎ役として活動する際に、話を進めやすくなります。

なお、推進員が自らの責任、役割を理解し、やりがいをもって取り組めるようにするためにも、文書で委嘱することが適切です。

◆ どのように委嘱手続きを進めればよいのでしょうか？ ◆

委嘱の流れ
(イメージ)

- ① 教育委員会において、地域学校協働活動推進員の役割等を明確にする。
- ② 地域学校協働活動推進員設置要綱(規則)を制定する。
- ③ 地域学校協働活動推進員の候補者を選定する。
- ④ 選定された推進員候補に役割や処遇等について説明の上、内諾を得る。
- ⑤ 設置要綱(規則)に基づき、地域学校協働活動推進員を委嘱する。(文書で)

＊ 地域学校協働活動推進員の委嘱は、1人でも、複数名でも構いません。例えば、一つの本部に2人の推進員を配置し、役割分担をして、それぞれの推進員が得意なことを生かしながらチームで活動に取り組んでいくことも考えられます。

＊ 地域学校協働活動の趣旨を踏まえて、法に位置付けられた立場として、委嘱手続きが行われていれば、名称は「地域コーディネーター」等でも構いません。

※ 23～24ページに、本部の設置要綱例、推進員の設置要綱例を掲載しています。



コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)との関係性

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5では、学校運営協議会においては、学校運営に関する協議のみならず、学校が必要とする支援についても協議することとなっており、地域学校協働活動推進員などの学校運営に資する活動を行う人を委員として任命することなどを定めています。

地域学校協働活動推進員が学校運営協議会の委員となることで、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進がより一層図られることが期待できます。地域と学校の連携・協働の推進のため、教育委員会は、地域学校協働活動推進員の位置付けを明確にしておくことが必要です。

地域学校協働本部設置要綱の例（教育委員会が制定する場合）

（目的）

第1条 この要綱は、〇〇市立〇〇中学校区内において、市教育委員会の教育方針や学校の教育方針・目標に基づき、地域と学校が連携・協働した教育活動（地域学校協働活動）を行い、教育活動の充実を図るために整備される、地域総ぐるみで子どもを育てる組織の設置について必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 この組織は、〇〇中学校区地域学校協働本部（以下、「協働本部」という。）と称する。

（組織）

第3条 協働本部は、次に掲げる構成員により組織する。

- （1）地域学校協働活動推進員
- （2）地域ボランティア代表
- （3）放課後子供教室代表
- （4）地域連携担当教職員
- （5）その他（本部長が必要に応じて招集する地域関係団体等）

2 協働本部に本部長を置き、地域学校協働活動推進員をもって充てる。

（地域学校協働活動推進員の役割）

第4条 地域学校協働活動推進員は、市教育委員会及び学校の方針を踏まえ、地域ボランティアと連絡・調整を図りながら、学校区内における一体的・効果的な地域学校協働活動の推進を図る。また、学校の地域連携担当と連絡・調整を図りながら、学校のニーズと地域住民の思いをつなげ、多様な地域住民が参画する教育活動を推進する。

（選任）

第5条 構成員は、次に掲げる手続きにより選任する。

- （1）地域学校協働活動推進員は、市教育委員会が委嘱する。
- （2）地域ボランティア代表、放課後子供教室代表は、市教育委員会が依頼する。
- （3）地域連携担当教職員は、各学校の校務分掌に位置付けられた教職員をもって充てる。
- （4）その他の地域関係団体等は、活動の趣旨や内容によって必要に応じて本部長が推薦し、市教育委員会が依頼する。

（事業）

第6条 協働本部は、第1条の目的を達成するために、以下に掲げる活動を行う。

- （1）地域と学校が連携・協働した教育活動（地域学校協働活動）及び学校支援活動
- （2）放課後子供教室
- （3）その他、第1条の目的を達成するために必要な事業

（推進会議）

第7条 協働本部は、構成員、PTA関係者、学校関係者（校長、教頭等）、地域関係団体代表等により構成される運営委員会を年2回実施し、活動の企画・立案、評価・検証を行うものとする。

2 推進会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

（会計）

第8条 本会の経費は、市が交付する補助金をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

（保険）

第9条 第6条に掲げる事業を実施する場合、事故等に対応するため、〇〇市社会福祉協議会のボランティア保険に加入するものとする。

（事務局）

第10条 協働本部の事務局は、〇〇地区公民館内（〇〇市〇〇町〇-〇）に置く。

2 事務局長は、本部長をもって充てる。

（遵守事項）

第11条 本活動は、政治活動・宗教活動及び営利目的の活動を行わず、またこれを利用しない。

2 構成員は、児童その他関係者の個人情報の保護に万全を期すものとし、事業の実施を通じて知りえた情報については、これを外部に漏らしてはならない。

（委任）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、推進会議において定める。

附 則

この要綱は、令和〇年4月1日から施行する。

地域学校協働活動推進員設置要綱の例

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法第九条の七第一項に基づき〇〇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進員は、社会教育法第五条第二項に基づく地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

(設置)

第3条 教育委員会は、〇〇市立の各小・中学校区（以下「学校区」という。）に推進員を置くことができる。

(定数)

第4条 推進員の数は、地域の実情を考慮のうえ、各学校区〇名程度を原則とする。ただし、同一の推進員が複数の学校区を担当することを妨げない。

(資格及び委嘱)

第5条 推進員の委嘱は、次の各号の全ての資格要件に該当する者のうちから、当該学校区の学校長及び公民館長の推薦により、教育委員会がこれを行う。

(1) 地域において社会的信望がある者

(2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

(委嘱期間及び委嘱の解除)

第6条 推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、任期の満了前であっても委嘱を解くことができる。

(1) 心身の故障のため活動の継続に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合

(2) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

(活動内容)

第7条 推進員の活動内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動

(2) 地域・学校の教育活動への支援や企画、参加促進に関する活動

(3) 学校運営協議会その他必要な協議体との連携調整に関する活動

(4) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

(推進員協議会)

第8条 教育委員会は、次の各号に掲げる事項を協議するため、必要に応じて推進員協議会を開催することができる。

(1) 推進員の行う活動や教育課題等についての情報交換に関すること。

(2) 地域の教育課題等についての研究・協議・提言等に関すること。

(3) その他推進員の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(守秘義務)

第9条 推進員は、教育委員会又は学校の許可があった場合を除き、その活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、推進員の委嘱期間終了後も同様とする。

(事務局)

第10条 推進員及び推進員協議会の庶務は、教育委員会〇〇〇課において処理する。

(費用弁償等)

第11条 推進員が活動に要する経費、またはその他の経費については、別途定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和〇年4月1日から施行する。



- * 各市町村の実態に応じて策定していく必要があります。
- * 既存の学校支援地域本部や地域コーディネーターの設置要綱を改定するという方法もあります。
- * 他市町村の設置要綱を参考にしたい場合は、お問合せください。

行政

(3)

行政の役割②
(コミュニティ・スクール導入に向けて)

コミュニティ・スクール導入に向けた教育委員会の準備

14 ページに記載しているとおり、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度を導入した学校）の導入にあたって、管内の学校に学校運営協議会を設置する教育委員会は、「学校運営協議会規則」（教育委員会規則）を制定するとともに、「学校運営協議会委員」を選出する必要があります。

教育委員会が作成する「学校運営協議会規則」の項目

例えば、「宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」では、次のような項目を立てています。（27～28 ページに規則の全文を掲載していますので参考にしてください。）

◆ 「宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」の項目 ◆

第1条（趣旨）	第10条（学校運営に関する基本的な方針の承認）
第2条（設置）	第11条（意見の聴取）
第3条（委員）	第12条（運営状況等に関する評価）
第4条（遵守事項）	第13条（対象学校の運営への参画、連携及び協力の促進等）
第5条（委員の任期）	第14条（研修等）
第6条（委員の解任等）	第15条（指導及び助言）
第7条（会長及び副会長）	第16条（設置の取り消し）
第8条（会議）	第17条（委任）
第9条（会議の公開）	

規則を作成する上でのポイント

「宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」では、以下のようなことを明記しています。

	趣 旨	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の5」による規則であることを明記しています。
	委 員	「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第3条第3項第2号」に規定する特別職の地方公務員の身分を有することを明記しています。
	学校運営に関する 基本的な方針の承認	校長は学校運営の基本方針を作成し、協議会の承認を得るものとすると明記しています。
	意見の聴取	協議会が意見を述べるときは、書面を提出して行うものとし、あらかじめ校長の意見を聴取すること、教育委員会規則で定める事項において、職員の任用に関しては特定の個人の採用に関するものを除くことを明記しています。

学校運営協議会委員の選出について

委員構成や人数・任期については、教育委員会規則で定めることとなりますが、実質的で活発な議論を通じて学校運営協議会としての一定の方向性を決定できる程度の人数が必要であり、学校（校長）とともに行動していける委員を選定することが重要です。

学校運営協議会委員構成（例）

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| ・自治会代表 | ・公民館代表 | ・保護者代表 |
| ・地域学校協働活動推進員 | ・婦人会代表 | ・青年会議所代表 |
| ・おやじの会代表 | ・同窓会代表 | ・伝統芸能保存会代表 |
| ・民生委員・児童委員代表 | ・接続する学校の校長 | ・指導主事 |
| ・大学教授等の有識者 | ・地域の民間企業の関係者 | ・当該校校長（※） など |

※ 当該校の校長を委員とする場合は、学校運営の基本方針の承認など、議題によっては議論や議決から外れるといった運用が考えられます。

協議会委員を選出する際の配慮事項

① 校長がリーダーシップを発揮できる委員構成

学校運営協議会は、学校が地域と協働して学校づくりを行うための仕組みであることから、学校とビジョンを共有しながら、学校や地域等の課題解決や教育活動の実現に向け、一緒に取り組むことができる人材が求められます。

② 年代や男女等のバランス

協議会の委員の具体的な構成については、学校や地域の実情等に応じて、また学校や地域における課題等も勘案し、明確なねらいをもって決定すべきです。年代や男女のバランスを考慮し、その際、女性の委員の積極的な選出にも配慮します。幅広い視点で委員を選出しますが、特定の党派や団体などに偏りが生じることは適切ではありません。

③ 人数

協議会をできる限り幅広い分野の委員で構成し、保護者や地域住民の多様な意見を的確に把握し、学校運営に反映させる観点をもちながら、効果的な協議を行うことができる人数の設定を行います。

④ 連続して委嘱できる期間

委員の任期は1年とし、再任は妨げないという自治体・学校が多いようです。また、幅広く意見を聴取する意味で、同一人物が長期間同一校の委員を続けることは望ましくないとの観点から、連続して委嘱することのできる期間については、概ね3年程度としているところもあります。

ただし、地域の施策を学校教育に反映させる観点から、自治体関係者やまちづくり団体の長などを連続して選出することも考えられます。各学校の実態や課題に応じて、目的をもって、幅広い視点で選定することが大切です。

宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和2年4月改正）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき、宮崎県立学校（以下「県立学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定める。

（設置）

第2条 宮崎県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、保護者、地域住民等の学校運営への参画、連携及び協力を促進し、県立学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに生徒、児童及び幼児の健全育成を図ることを目的として、県立学校ごとに協議会を設置するものとする。ただし、2以上の県立学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認めるときは、2以上の県立学校について一の協議会を設置するものとする。

2 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、あらかじめ、対象学校（当該協議会が、その運営及び当該運営に必要な支援に関して協議する県立学校をいう。以下同じ。）の校長、当該県立学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者及び地域住民の意見（協議会の委員の任命等に関するものを除く。）を求めるものとする。

3 教育委員会は、協議会を設置するときは、速やかに対象学校の校長（以下「校長」という。）にその旨及び当該協議会を設置する日を通知するものとする。

（委員）

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は10人以内とし、法第47条の5第2項に掲げる者及び次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

（1）校長

（2）対象学校の教職員

（3）学識経験者

（4）関係行政機関の職員

（5）前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 校長は、法第47条の5第3項の規定による申出をしようとするときは、委員の任命又は委嘱に関する意見を記載した書面を教育委員会に提出して行うものとする。

3 委員の欠員が生じた場合には、教育委員会は、新たに委員を任命し、又は委嘱することができる。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する特別職の地方公務員の身分を有する。

（遵守事項）

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

（2）委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

（3）前2号に掲げるもののほか、委員たるにふさわしくない非行をすること。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 第3条第3項の規定により新たに任命又は委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の解任等）

第6条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該委員を解任し、又は解嘱することができる。

（1）本人から辞任の申出があった場合

（2）第4条の規定に違反した場合

（3）前2号に掲げる場合のほか、解任又は解嘱に相当する事由があると認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任又は解嘱する場合には、その理由を示さなければならない。

（会長及び副会長）

第7条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出し、任期は1年とする。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、校長と協議の上、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、校長が会議を招集し、運営することができる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事（以下「議事」という。）は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に参与することができない。

5 会長は、議事について会議録を作成し、保管しなければならない。

（会議の公開）

第9条 会議は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

（1）対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合

（2）前号に掲げる場合のほか、特別の事情により協議会が公開すべきでないとした場合

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第10条 校長は、法第47条の5第4項の規定に基づき、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

（1）学校の教育計画に関すること。

（2）教育課程の編成に関すること。

（3）学校組織の編成に関すること。

（4）学校予算の執行に関すること。

（5）学校施設及び設備の管理及び整備に関すること。

（6）前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

（意見の聴取）

第11条 協議会は、法第47条の5第6項又は第7項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、当該意見を記載した書面を提出して行うものとする。この場合において、協議会は、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。

2 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項（特定の個人の採用に関するものを除く。）とする。

（1）前条第2項の基本的な方針に基づく対象学校の運営に資する活動を行う職員の任用に関する事項

（2）前号に掲げるもののほか、教育委員会が意見を求める事項

（運営状況等に関する評価）

第12条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

（対象学校の運営への参画、連携及び協力の促進等）

第13条 協議会は、対象学校の運営について、保護者、地域住民等の理解、参画、連携及び協力が促進されるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、協議会は、第2条第1項の目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営に関し必要となる支援に関する協議の結果に係る情報を保護者、地域住民等に積極的に提供するよう努めるものとする。

（研修等）

第14条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任について正しい理解を得るため必要な研修等を行うものとする。

（指導及び助言）

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確かな把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は支障が生ずるおそれがあると認めるときは、協議会の運営の一時停止その他の協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供に努めなければならない。

（設置の取消し）

第16条 教育委員会は、前条による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、協議会の設置を取り消すことができる。

（1）協議会としての活動の実態がないと認められる場合

（2）協議会としての合意形成を行うことができないと認められる場合

（3）前2号に掲げる場合のほか、学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

2 教育委員会は、設置を取り消す場合は、取消事由を明示した書面を交付するものとする。

（委任）

第17条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月30日教育委員会規則第20号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



規則第17条に基づき、「宮崎県立学校における学校運営協議会に関する要綱」も定めています。参考になりたい場合は、お問合せください。

地域住民としての教育への参画

学校は、子どもの学びを豊かにし、生きる力を高めるため、地域の人々や企業、団体等とかかわり、学校では体験できない実生活・実社会について学習できる機会を求めています。これまでに、学習支援や学校の環境整備の支援など、地域の方々の熱心な支援により、子どもたちの学習が深まったり、教育環境の充実が図られたりしてきました。また、学校が地域の方々と連携してあいさつ運動を行うことで地域の中でのあいさつが活発になったり、合同の避難訓練を行うことで地域の防災力の向上につながったりするなど、地域と学校が目的や目標を共有して取り組むことで、地域の活性化につながっている事例もあります。

このような取組を更に充実・発展させていくことは、地域の未来を支える子どもたちの育成や、地域課題の解決につながります。そのためにはこれまで以上に、地域の方々に教育へ参画いただくことが必要です。

地域に根差した企業としての教育への参画

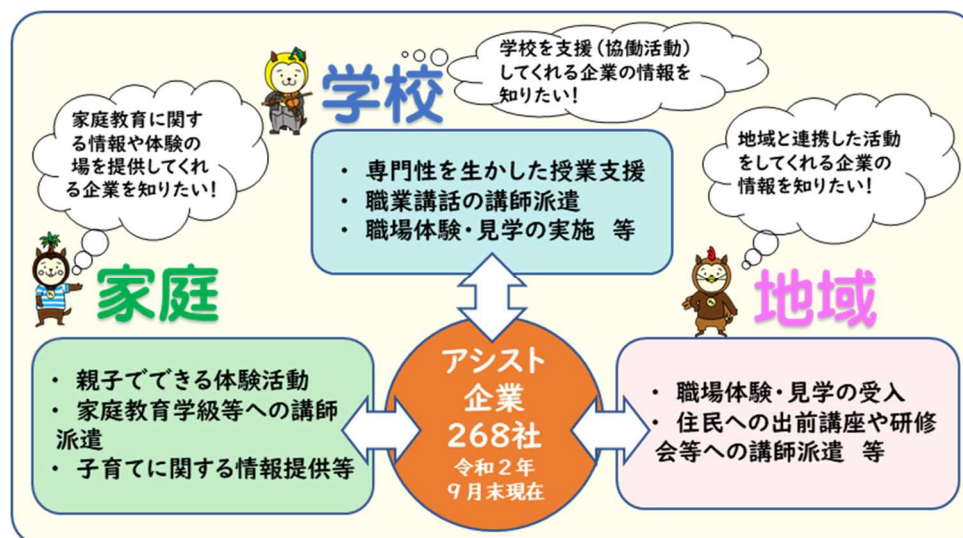
現在、企業においても、教育分野を含む多彩な地域貢献活動に取り組んでいます。企業が学校・家庭・地域の教育へ参画することは、企業が求める社会人像や目指す姿を共有できるだけでなく、地域の未来を担う人材を育成していくことになり、地域づくりにつながります。

これからの人口減少時代や人生100年時代の到来を見据えて、様々な地域課題に対応するためには、企業がもつ専門性や人材を生かした教育活動の更なる充実が期待されるところです。

県教育委員会では、企業等が積極的に学校・家庭・地域の教育活動に参画できる環境を整備し、地域ぐるみの教育支援システムの普及・発展を目的に「アシスト事業」に取り組んでいます。この理念に賛同いただいた企業を「アシスト企業」として登録し、これまでに職場体験の受入れや職業講話、公民館での講座など数多くの場で協力いただいています。

企業がそれぞれの強みを生かして教育活動に参画することを通して、これまでになかったアイデアや価値が創出され、新たな地域づくりにつながっていくことを期待しています。

◆ アシスト企業による教育協働活動 ◆



学校でボランティアを行うにあたって

学校でボランティアとして活動すると、子どもたちから元気をもらえたり、出会いや交流の場が増えたり、地域の魅力を再発見したりします。また、もっている知識や技能、経験してきたことなど、これまでの自身の学びを生かして子どもたちに伝えることができ、生きがいきりや自己実現にもつながります。

◆ ボランティア、できることからはじめてみませんか？ ◆

例えば・・・

- * 学習支援（教科支援、伝統芸能伝承、面接練習支援、戦争体験や企業勤務に関する講話など）
- * 環境整備（学校園の整備、校内の美化活動、図書室整備など）
- * 見守り活動（登下校時、校外学習時など）
- * 学校支援（読み聞かせ、学校行事、その他子どもたちの学校生活をよりよくする活動）

子どもの学びにかかわる人づくりや地域づくりを進めるには、地域のボランティアの方々の力がが必要です。ボランティア活動には、次のような特長があります。

- 興味があることから始めることができます。
- お金では買えない「出会い」や「感動」、相手の「笑顔」を得ることができる活動です。
- 住みよい地域をつくるために、みんなで行う活動です。
- 自分に何ができるのか考え行動することで、これまでにない活動や、課題の解決につながります。

地域住民の方々が継続して活動するためには、「できるときに、できる範囲で」がポイントとなります。以下の「学校でボランティアを行うときのポイント」を参考に、継続した広がりのある支援をお願いします。

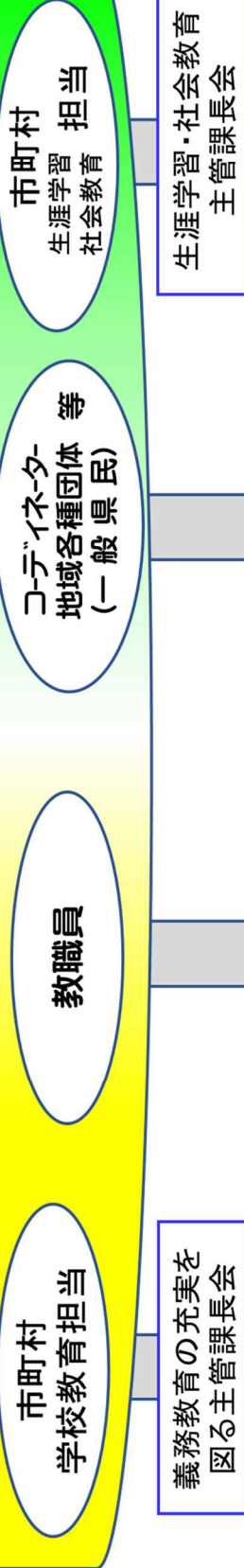
◆ 学校でボランティアを行うときのポイント ◆

- ① 学校にある目標やルールを守る。
- ② 学校の要望を聞き、学校の先生とともに活動する。
- ③ 子どもたちの前で学校や先生に対する批判的な発言は控え、どの子どもに対しても公平な態度で接する。
- ④ 活動中、気づいたことは遠慮せずに学校の先生やコーディネーターに相談する。
- ⑤ 支援する際には分かりやすい言葉を使い、子どものよいところは積極的に褒める。
- ⑥ 子どもとともに学ぶ姿勢を忘れずに参加し、自らの学びにつなげる。
- ⑦ 学校内で知り得た個人情報絶対に口外しない。（守秘義務）
- ⑧ 体罰は絶対にしない。
- ⑨ 政治・宗教の話は、中立の立場を守る。
- ⑩ 教育上ふさわしくない話題にならないよう十分配慮する。

これからの学校は地域とともにあります！

4 県で実施する地域と学校の連携・協働を支える会議・研修会等

地域と学校がパートナーとして、より深くつながるために！



宮崎県地域学校協働活動シンポジウム

最新の国の動向や全国の先進的な取組について学ぶことで、年度の活動の見通しを立てる機会になります！

義務教育の充実を
図る実務者会

【選択研修】(1st, 2nd)
キャリア教育研修 (林・シカ)
※ 併：新任進路指導主事研修
【リーダー養成研修】
みやざきの子どもたちの未来づくりの
ための具体を学ぶことができます！

地域学校協働活動
推進員等研修会
(放課後子供教室に係る研修は
放課後児童クラブと合同)

【職能研修】
社会教育基礎講座
社会教育専門講座
基礎的な知識から先進的な事例
まで経験等に応じて学ぶことが
できます！

県民総ぐるみによる教育を円滑に推進していただけるように
地域学校協働活動推進員等の資質向上研修を行います！

学習指導要領説明会

「社会に開かれた教育課程」を実現し、未来の創り手となる子ども
たちに必要な資質や能力等が育成できるよう学びを深めます！

県民総ぐるみ教育推進委員会

県内各地区における地域と学校の連携・協働の推進の検討
「子どもも大人も学び合い育ち合う」ことのできる教育体制づくりについて協議します！





県民総ぐるみ教育推進研修会

学校・家庭・地域や企業・市民団体等が一体となって取り組む県民総ぐるみによる研修会
みやざきの未来を担う人材づくりや地域づくりについてみんなで考えます！

キャリア教育推進会議

本県のキャリア教育のあり方について、様々な視点から協議を深めていきます！

- ・小中県立校長会
- ・市町村教育長連絡協議会
- ・県教育庁各課
- ・宮崎県キャリア教育支援センター

【選択研修】(mid,top)

一歩前進！地域とともにある学校づくり
マネジメント力の向上に直結する
貴重な学びの機会になります！

- ・産業界各団体
- ・PTA連合会
- ・商工観光労働部雇用労働政策課



宮崎県生涯学習実践研究交流会

次世代を見守り育むため、自分自身の学びのため
実践発表等を通して、様々な人材が世代を超えて交流します！



地域学校協働活動県民フォーラム

次年度につながる地域学校協働活動の進め方等のポイント等について、県内の優良実践等にふれながら学びを深めます！

地域と学校の連携・協働による多様な活動の充実

ほかにも様々な
研修があります！

職場・自宅から、PC
スマホで研修できる！



キャリア教育・地域学校協働活動など

各市町村の情報も
たくさん掲載！



みやざき学び応援ネット
新生涯学習総合情報提供システム

人づくり・地域づくりの
専門性がアップ！



社会教育士講習

第 II 編

事例・参考資料編



Ⅰ 体制整備に係る事例
(1)

学校運営協議会と地域学校協働本部の一体的な推進体制
〈高鍋町〉

地域（学校）の特徴

- ・ 町教育基本方針の基本施策に、「コミュニティ・スクールを核としたまちづくりへの貢献」を掲げ、地域学校協働本部事業とコミュニティ・スクールとの連携を図り、特色ある教育を推進している。
- ・ 町内には、小学校が2校、中学校が2校あり、東区と西区の中学校区に学校運営協議会を設置している。それぞれの区に地域コーディネーターを配置しており、積極的に地域学校協働活動を推進している。

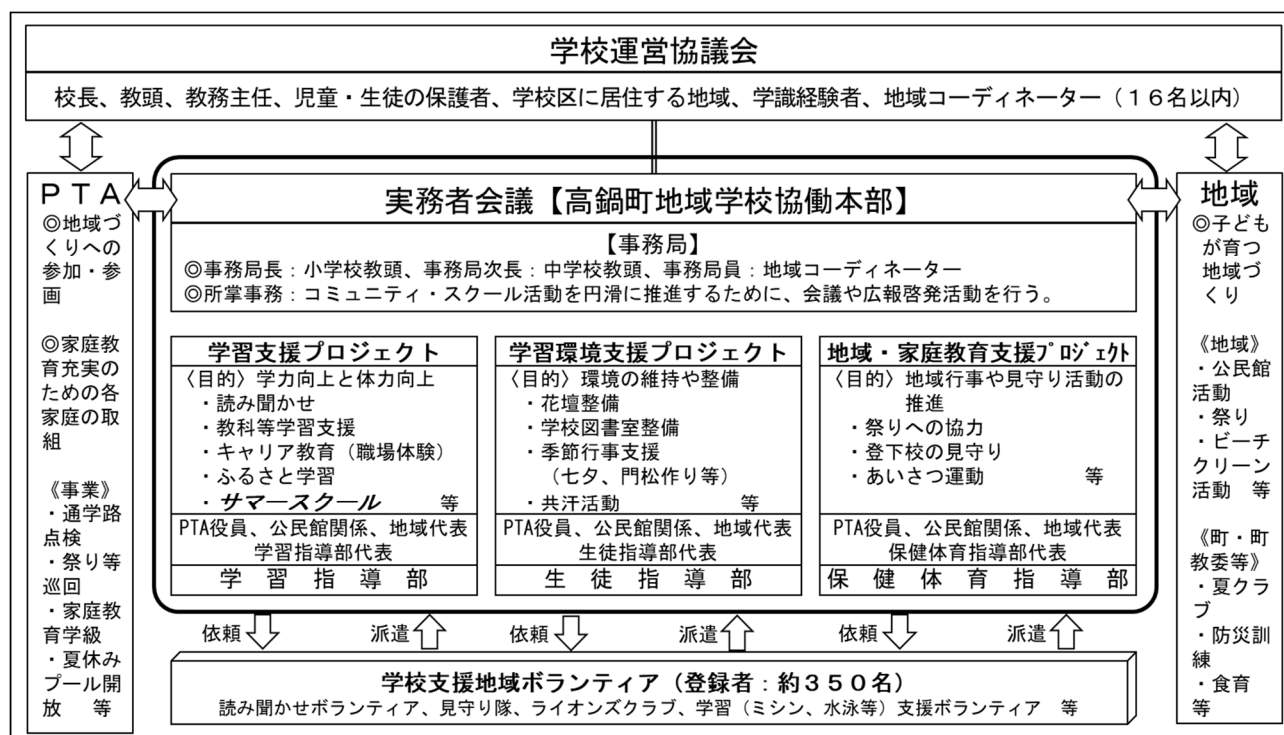
取組の経緯

- 平成24年11月 高鍋町学校運営委員会の発足
- 平成25年 4月 東区、西区にそれぞれ学校運営協議会を設置
- 平成29年 4月 学校運営協議会との体制を再構築（平成22年度から社会教育課に設置していた学校支援地域本部を教育総務課に移管）
- 平成30年 2月 CSマイスターによる東区・西区合同研修会の実施（学校運営協議会及び地域学校協働活動についての理解深化）

取組内容

(1) 学校運営協議会と地域学校協働本部の体制整備

高鍋町では中学校区ごとに学校運営協議会及び地域学校協働本部を整備している。各プロジェクトの中に学校の校務分掌を組み入れることで、連携しやすい体制になっている。



【東区学校運営協議会の体制図】

(2) 学校運営協議会と地域学校協働本部による一体的取組の流れ

実践例：「サマースクール」(東区)



取組の成果

- 学校運営協議会と地域学校協働本部を一体的に推進することで、学校・家庭・地域において、共通したビジョンをもった取組が展開されている。
- 学校運営協議会及び高鍋町地域学校協働本部が組織化されており、学校運営協議会における検討や承認事項をもとにした学校運営の実現や、様々な体験活動等の実施につながっている。
- これまでの取組の積み重ねにより、「学校支援地域ボランティア」が年々増加しており、学校の多様なニーズに対応できている。

今後の方向性

- 今後、より多くの地域住民や団体等が地域学校協働活動に参画していけるような、ゆるやかなネットワークづくりを推進していく。
- 学校運営協議会と学校支援地域本部を一体的に機能する体制を充実・継続していくためにも、今後も継続的に地域コーディネーターを配置していく必要がある。

Ⅰ 体制整備に係る事例
(2)

学校運営協議会と共同学校事務室のかかわり
〈都城市立五十市中学校〉

地域（学校）の特徴

- ・ 東西の2つの県道と国道10号が走り、また都城志布志道路の入口を有する利便性の高い地域で、都城市の約1割の人口を占める住宅地である。中学校1校、小学校3校を有する。
- ・ これまでも日常的に地域の方々による自主的な朝の見守り活動などが行われていたが、学校支援ボランティアの会発足後、地域と学校の連携が加速度的に推進された。

取組の経緯

- 平成25年4月 都城市全小中学校に学校運営協議会設置
- 平成30年4月 学校支援ボランティアの会発足（参加者：都城市社会福祉協議会会長・五十市地区担当者、校長・地域連携担当教員）
- 平成31年4月 学校支援ボランティアの会の名称を「地域学校協働本部」に変更
五十市地区共同学校事務室設置（校内コーディネータとして位置付け）

取組内容

(1) 多様な人材が参画する学校運営協議会

学校運営協議会委員を選定するにあたって、学校の課題や子どもたちの課題を解決するために、様々な立場の方々からの新しい考え方や視点を取り入れたいと考え、五十市地区以外の地域住民からも任命した。また、地域学校協働本部のコーディネーターとして協議会の事務局長を位置付けている。

五十市中学校学校運営協議会（★は五十市地区以外の役員）				+	学校側	
会 長	五十市地区まちづくり協議会会長	委員	★ヤマエ食品工業株式会社 常務取締役		校長・教頭	
副 会 長	土持産業常務取締役	委員	五十市地区主任児童委員		教務主任	
事務局長	社会福祉法人ますみ福祉会 さつき児童クラブ施設長	委員	★スクールソーシャルワーカー		生徒指導主事	
委 員	★柳田酒造合名会社代表	委員	五十市中学校PTA会長		学校運営協議会 担当	
					事務主査	

学校運営協議会

〈学校の願い〉

生徒に「自信と誇り」をもたせたい。
感謝の心と自他を大切にする心をもたせたい。

〈地域の願い〉

地域を活性化させたい。

熟議

五十市地区ふれあい文化祭等へ参加することで、生徒たちに自分たちでもできるという自信をもたせることができる。また、生徒がかかわることで、感謝の心や自他を大切にする心を育てられる。

地域学校協働活動

地域学校協働本部がコーディネートを行い、五十市中学校3年生50名がふれあい文化祭へ参加。昼食の配膳、風船づくり、うどん・そば模擬店の販売に取り組んだ。また、協働本部とボランティア委員の生徒たちで作った「ぞうきん」と「綿菓子」も販売した。



【ふれあい文化祭での販売】

(2) 共同学校事務室による地域連携に向けた方策

① 学校運営協議会の運営への参画

- 五十市中学校の学校運営協議会と五十市地区拡大学校運営協議会の広報紙を共同学校事務室で作成し、地域の回覧板を活用して情報を発信した。
- 地区内の学校運営協議会の運営をサポートするために、室長が3校の学校運営協議会へ参加し、協議会で出された意見等を地域連携担当職員につないでいる。

五十市中学校 コミュニティスクール通信

第1号 令和2年6月2日 発行：五十市中学校学校運営協議会 事務局

都城市では、全小中学校にて、平成25年度より学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む「コミュニティ・スクール」（＝学校運営協議会を設置した学校）を導入しています。

学校運営協議会の主な役割として、

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができるがあります。

コミュニティスクールの効果

- ・ 学校が保護者や地域住民等と一緒に課題への対応策を考え、実行に移すことができます。
- ・ 多くの大人の専門性や地域の力を生かした学校運営や教育活動が実現します。
- ・ 学校の現状や運営方針について理解が深まり、地域住民等が学校の応援団になります。

【学校運営協議会の広報誌 一部抜粋】

② 地域向け広報紙「中学校区月行事予定表」の発行

- 西地区共同学校事務室と合同で、2か月に1回ペースで、6校合同の月行事予定表を作成し、地域の回覧板を活用して地域へ情報発信した。

五十市中学校区月行事予定表(令和2年2月・3月)

「五十市地区共同学校事務室」は、五十市中・五十市小・今町小の3校の事務職員で構成されています。事務機能の強化を図り、各学校の管理運営を支援するために、平成30年4月1日設置されました。(事務局は、五十市中事務室) 学校の情報発信の一環として、西地区共同学校事務室と協力し、中学校区ごとの月行事予定表を2か月に1度、地域の方々に配布することになりました。皆様方にとりまして何かの参考になれば幸いです。(令和元年9月)

都城市 五十市地区共同学校事務室
発行責任者 岩瀬 達(五十市中学校 7a23-0126)

令和2年 2月				令和2年 3月			
日	五十市中	五十市小	今町小	日	五十市中	五十市小	今町小
1 土				1 日	性教育1年		
2 日				2 月			クラブ活動
3 月	道徳公開授業		食育指導6年	3 火			
4 火	オープンスタ	栄養指導6-1		4 水	県立高校入試		
5 水	県立高校推薦入試	栄養指導6-2	校長基盤強化活動	5 木	県立高校入試		
6 木		入学説明会	新人研修会後援会	6 金	クラスマッチ3年		お別れ遠足
7 金	立志式				学校運営協議会		

【中学校区月行事予定表 ホームページにも掲載】

③ 学校ホームページ管理支援

- 地域に向けた情報発信の充実のため、地区内の学校ホームページの管理を学校の要望に応じて支援している。令和元年度、五十市中学校区内の小中学校のホームページの更新や月行事カレンダーの管理を行った。

取組の成果

(1) 多様な主体が参画する学校運営協議会

- 五十市地区だけでなく、他地区の人材もメンバーに加わり、協議が活発になった。
- 学校運営協議会内に学校側コーディネーターと地域側コーディネーターがいることにより、連携がしやすくなった。
- 学校運営協議会での熟議を受けて学校運営がなされるようになった。

(2) 共同学校事務室による地域連携に向けた方策

- 学校運営協議会の活動を地域へ情報発信することができた。
- 都城市において、事務職員が学校運営協議会に参加することで、運営に参画する第一歩を踏み出した。また、事務職員が学校側の窓口となることで教頭や担当教諭の負担軽減につながった。

今後の方向性

(1) 多様な主体が参画する学校運営協議会

- 学校と地域の共通の目的を達成するために、より実効的な取組を模索する。
- 地域の人材をさらに活用することで、学校と地域の橋渡しを行う。
- 拡大学校運営協議会を利用して、地区全体の取組を促進する。

(2) 共同学校事務室による地域連携に向けた方策(定例業務の効率化)

- 五十市小学校、今町小学校の要望に応じ、地域学校協働本部の設置をサポートする。
- 他地域の取組等の情報を収集し、各学校へ提供する。
- 校区内各小学校の学校運営協議会の企画や運営について、教頭、担当職員をサポートする。
- 地域学校協働活動に参画する地域のボランティアの情報を収集し、データベース化を図る。
- 継続的・安定的な組織体制の構築を図り、地域学校協働活動の充実に資する。

I 体制整備に係る事例 (3)

地域連携担当職員の複数配置による組織の充実 〈日向市立財光寺小学校〉

地域（学校）の特徴

- ・ 日向市中央部を流れる塩見川の南岸に位置し、校区は国道10号や日豊本線を東西にまたぐ児童数約500名の大規模校である。
- ・ 学校の教育目標を「たくましく、なかよく生きる、かしこい財っ子の育成」とし、「学力の向上」「豊かな心の育成」「体力の向上」「保護者・地域とともにある学校」の4つの柱を立てて学校経営が行われている。
- ・ 地域では、五十猛神社大祭・財光寺まつりが行われ、40歳入厄を迎える男性がひょっとこ踊りを奉納することで有名であり、地域の商工会等を中心に、長年に渡り伝統を守り続けている。

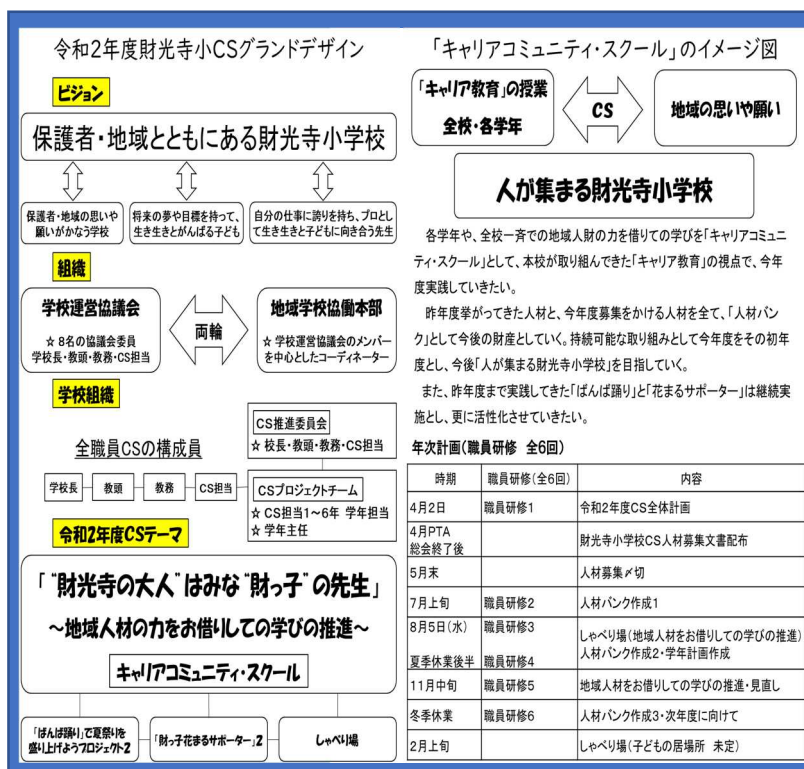
取組の経緯

平成29年10月 県民総ぐるみ教育推進研修会会場校となり、キャリア教育の授業を公開
令和元年5月 第1回学校運営協議会を開催し、コミュニティ・スクールをスタート
「ばんば踊り」で夏祭りを盛り上げようプロジェクトの発足
「財っ子 花まるサポーター」の発足
「しゃべり場」の実施 「地域と学校をつなぐ」授業の実施
令和2年4月 地域学校協働本部の整備
人材バンク募集

取組内容

① 校内組織の工夫

- 校務分掌（教務部）に地域連携担当を位置付け、地域との連携推進やコミュニティ・スクールの円滑な運営のために教務主任をチーフに2名の職員を配置している。
また、管理職・担当職員で構成されるコミュニティ・スクール推進委員会と、各学年主任等で構成するコミュニティ・スクールプロジェクトチームが中心となり、全職員で取り組んでいる。
- 地域との連携・協働を推進するために、年6回職員研修を実施している。



【財光寺小学校コミュニティ・スクールグランドデザイン】

② 「しゃべり場」で熟議

- 「しゃべり場」では目標の共有、子どもの様子などについて情報交換を行うとともに、学校の課題や解決方法について意見を出し合う熟議を年2回実施している。
- 地域連携担当教職員が中心となり「子どもの学び」の質の向上についても話し合うとともに、学校職員と協働活動関係者が信頼関係を深める場となっている。
- 「しゃべり場」を起点に、財光寺小コミュニティ・スクール人材バンクを構築し、地域人材の活用を目指している。

「しゃべり場」で地域住民と地域の課題を共有し、解決方法を探る。



【目標共有・協働活動の熟議「しゃべり場」】

③ 地域人材の活用

- 第2学年のかけ算九九の授業の丸付け支援を中心に、算数ボランティア「花まる先生」「花まるサポーター」として、低学年での学習支援への協力をいただいている。

また、夏祭りや運動会での「ばんば踊り」を全学年に指導していただき、地域文化の継承として取り組んでいる。



【財っ子花まるサポーター（算数）】

取組の成果

- 2名の地域連携担当職員を校務分掌に位置付け、地域との連携の役割分担や継続した取組の手立てとすることで、全職員で推進する体制が整ってきた。また地域の思いや願いを生かしながら、子どもたちの学びの質の向上も図られた。
- 「しゃべり場」では、熟議をすることにより地域課題を地域と学校がともに解決しようとする意識が高まった。
- 児童及び教職員が地域の夏祭りに参加し「ばんば踊り」で祭りを盛り上げることで、地域と学校の一体感が高まり、地域住民や保護者の信頼関係醸成にもつながっている。

今後の方向性

- CS（コミュニティ・スクール）推進委員会をはじめ、各組織のさらなる活性化に努め、全職員が保護者・地域とともにある学校づくりの推進に努める。
- 地域の祭りを題材にした「踊り」を全校で継承する学びの場では、ボランティア活用を推進し、夏祭りや運動会等で、地域や保護者に成果を披露する場の充実に努める。
- 地域人材バンクを設立し、本年度は、交通安全ボランティアを組織することができた。今後、他分野での人材確保に努める。

Ⅰ 体制整備に係る事例 (4)

築け 地域との新たなつながり 拓け 学校の可能性 照らせ 生徒の未来
〈宮崎県立本庄高等学校・国富町〉

地域（学校）の特徴

- ・ 本庄高校は、創立107年目を迎える東諸県郡内唯一の高校で国富町にあり、平成13年に総合学科となって19年が経過している。
- ・ 総合学科の特長は、共通・専門の幅広い選択科目の中から将来の進路を考えて自分で科目を選択し学ぶことである。本校は4つの系列を設け、キャリア教育を重視したカリキュラムを組んでおり、進路状況は就職と進学が概ね6対4、就職の約9割が県内就職で地元志向が強い。

取組の経緯

平成28年1月 国富町、綾町、宮崎市の首長等で構成する本庄高校魅力化推進協議会設立
平成31年4月 県立高校で初めてコミュニティ・スクール導入、本庄高校学校運営協議会設置
県立学校を核としたまち・ひと・しごと創生推進事業における研究モデル校の指定を受け、地域課題解決学習モデルの研究を開始
令和元年5月、11月、令和2年3月 令和元年度の学校運営協議会開催
令和2年6月 令和2年度第1回学校運営協議会開催、「本庄ひなたLABO」開設

取組内容

① 体制整備の工夫 -その1-

学校運営協議会の構成は、国富町副町長を会長として、大学職員、保護者・町教委・小中学校長会・商工会・農業協同組合・社会福祉協議会・保育所所長会の各代表からなる。

また、学校の推進体制は、協働活動を教育活動の中で具現化させることを目指して、各系列の学びやキャリア教育の分掌を基軸としている。

東諸県郡の特徴的な地域資源、社会資源を活用した企業や施設等での実習と、学校での学習を一体化させた人材育成カリキュラムの研究推進にふさわしい体制整備を行うよう努めている。



【地域素材（馬事公苑）での食農系列の学習】



【地元生産物活用した新スイーツの協働開発】



キャリア教育（デュアルシステム）を意識した学校運営協議会メンバーを選定

学校運営協議会

委員(10名)

副町長、大学職員、保護者・町教委・小中学校長会・商工会・JA・福祉協議会・保育所長会の各代表、学校長

・現状、課題等の共有
・学校運営、教育活動の支援等の協議

学校 -学校運営の基本方針-

国際的な視野を持ち、地域資源を生かす学びを取り入れ、地域社会で活躍しリードするグローバル人材の育成を目指す

② 体制整備の工夫 -その2-

1 地元在住のCSサポートスタッフの活用

※CS～コミュニティ・スクール

CSにおける地域と学校の連携のための連絡調整、地域との協働活動の運営等を主な業務とするスタッフとして、地元の国富町在住で、地元防災士のネットワークづくりや婦人会活動など地元との結びつきが強く行政経験もある方を任用。住民目線での提案をはじめ、地域ボランティア活動推進など地元の多様な主体と学校とをつなぐ役割等を担っており、幅広く活躍している。

2 校内プロジェクトチームにおける地域人材の活用

ICTを活用したまちづくりの拠点及び遠隔学習の場所として、校内に「本庄ひなたLABO」を設置するにあたり、校内委員会を立ち上げた。CSサポートスタッフを含む6名の職員に加え、アドバイザーとして、地元の地域ライターやIT関係者の協力を得ている。

企画や運営、機材の選定や活用等にあたっては、専門的な知識をもっている地域人材によるサポートが心強く、生徒の学びにつながっている。



【本庄ひなたLABOオープニングセレモニー】



【LABOを活用した様々な起業家との意見交換会】



学校のある地元をよく知っている
地域人材の活用

取組の成果

- 各系列の学びにおける地域の教育資源等の活用成果としては、普通系列では「綾ユネスコエコパーク」の訪問、食農系列では「製パン実習」「ホース・セラピー」「保育所交流・芋掘り体験」、商業系列では「イノベーション体験プログラム」「本庄高校マルシェ」、生活文化系列では、「着物着付け講習会」「テーブルマナー講習会」「保育講座」等が見られる。
- 地域理解と地域貢献を目指した本校生徒による校外ボランティア活動（RIは延べ300名の生徒が参加）では、生徒の地域への理解・関心の深化とともに、地域住民との交流、コミュニケーション能力の向上が見られ、自己肯定感・自尊感情の高まりなどの変化が見られた。

今後の方向性

- 令和3年度2年次生から初めて実施するデュアルシステム（長期社会体験プログラム）について、年間15日間の実習の受入れ先の確保と制度の周知に努める。
- 東諸県地域や国富町、綾町が抱える地域課題についての学びの充実に努める。
- 企画段階から生徒が参画できる校外ボランティア活動について研究を進める。
- 「本庄ひなたLABO」がまちづくりの拠点となるよう、地域住民の利用を広く促すとともに、地域の方と生徒との協働活動の在り方について研究を進める。

2 活動の充実に係る事例 (1)

ぼくらの先生 地区の人（夏休み登館日） 〈綾町〉

地域（学校）の特徴

- ・ 綾町は、県中央部に位置し、国内有数の照葉樹林帯が広がっている。平成24年7月には、国内で5か所目となるユネスコエコパークに登録された。
- ・ 町内には小・中学校がそれぞれ1校あり、家庭、地域と学校が連携・協働しながら教育活動を推進している。綾町学校運営協議会では「綾の町が好きだという子どもを育てよう」という理念を立て、種々の活動を行っている。
- ・ 自治公民館は22館ある。三世代交流活動（グラウンドゴルフ、花植え等）や地区清掃、文化祭等、それぞれで活発な活動を行っている。

取組の経緯

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 平成13年 | 登館日が始まる。夏休みと冬休みに一回ずつ行う。 |
| 平成28年4月 | 綾町教育委員会が学校運営協議会の設置に向けての諸準備を開始 |
| 平成29年4月 | 綾町学校運営協議会として、スタート |
- ※ 教育委員会内に学校運営協議会事務局及び地域学校協働本部の役割をもつ「学校支援センター」を設置し、活動開始

取組内容

「夏休み登館日」

(1) 事業の概要

本事業は、綾小学校の児童が夏休みの登校日に、学校ではなく、自分が住む近くの公民館に登館する取組である。児童と地区担当教員は地区公民館に登館し、それぞれの公民館の計画に沿って、その地域に住む公民館役員などボランティアの方と主に半日一緒に活動する。

本事業は、平成13年から20年近く続く事業であり、地域と学校が連携した取組の一つとなっている。

(2) 事業のねらい

自治公民館長、地域住民、保護者との交流を通して、学校と地域と家庭の連携を深め、児童の健全育成について相互理解を深めるとともに、学校教育への理解と協力を得る機会としている。

「地域のよさに気づき、地域に誇りをもち、地域を愛する子どもを育てたい」という地域と学校が共通の目的・目標をもって取り組んでいる。



【登館日における学習の様子】

(3) 事業実施の流れ



取組の成果

- 交流活動を通して、子どもたちが地域の方とのつながりを実感できる貴重な時間になっている。
- 地域の方にとって、身に付けている技術等を披露できる場にもなっている。
- このような交流活動の継続は、持続可能な地域社会をつくっていくことにつながる。

今後の方向性

- 少年団活動等のため、夏休み登館日に参加できない児童がいる。そこで、全保護者及び少年団活動等の指導者に対し登館日への理解と協力を図っていく。
- 学校と自治公民館との協議を通して、両者が目的を共有して実施していること、内容についても児童の願いをもとに、地区の特徴やボランティアの技術等を活かした取組がなされていること等により、活動が持続したものになっている。今後も学校・地域（公民館）との連携を大事にして、この活動のさらなる充実を図っていく。

2 活動の充実に係る事例 (2)

地域の企業・団体と学校が協働して子どもを育てるまち小林市 〈小林市〉

地域（学校）の特徴

- ・ 市を挙げて地域学校協働活動の仕組みを整えており、全小中学校(小学校 12 校、中学校 9 校)に、教頭や教員による「学校コーディネーター」が 21 名、地域住民による「地域コーディネーター」が 28 名任命されている。
- ・ 地域全体で行う子どもたちへの学びや成長への支援と、地域と学校がパートナーとなって進める学校を核とした地域づくりを目的として、社会教育課内に K S S V C (こばやしスクールサポートボランティアセンター) が設置されている。

取組の経緯

平成 20・21 年	2つの中学校区をモデル校区とし、地域コーディネーターを各校区 1 名配置
平成 23 年	全小・中学校で学校支援地域本部事業を開始。学校コーディネーターと地域コーディネーターを配置
平成 25 年	コミュニティ・スクール導入。小林市「協働の学校づくり」推進協議会発足
平成 27 年	K S S V C 研修会（学校・地域コーディネーター研修会）を開始（年 2 回）
平成 28 年	K S S V C だより 2 種（学校向け・地域回覧用）の定期発行を開始
令和 元年	「協働の学校づくり」推進協議会と K S S V C 研修会を合同で開催

取組内容

(1) 近未来発見スクール～5校合同キャリア学習～

目的は、「様々な職業について知り、興味や関心をもつ」「従事している方の職業観を知り、職業についての考えを広げる」「自分の将来について考えるきっかけをつかむ」である。また、他校児童との交流活動を通して、新しい発想や考え方などにふれることも目的の一つである。

5つの小学校（小規模校）の5年生を対象に、8つの事業所（個人）が、仕事の内容、その仕事に就いた理由、仕事の苦労や喜び等について話をした。児童は希望するブースをグループでまわり、説明を聞き質問を行った。

講師はキャリア教育支援センターが選定・依頼をし、K S S V C が広報活動を行った。

【講師】○ 公共施設の運営委託業務・飲食事業代表 ○ 整体師 ○ 地域おこし協力隊
○ 携帯電話会社店長 ○ 秘書（外食・食物販事業） ○ 小林観光協会事務局長
○ 畜産会社代表 ○ 自動車販売会社



仕事とは、人に喜んでもらえることをすることです。今でもできることを考えてみましょう。

自動車販売会社の方から働くことの意味と自動車を作る仕事についての話を聞き、その後、8つのブースに移動

【全体で話を聞く様子】



六本木ヒルズで働いていたことで、様々な方と知り合うことができました。

【各ブースでの様子】

(2) 地域と学校の協働で行う防災活動「みかんやまスマイルフェスタ」

小林市野尻町三ヶ野山地区の栗須小学校
学校運動場を会場に、平成26年から実施
されており、地域の課題である防災力の向
上のために地域と学校が協力して取り組んでいる。



日頃から地域と学校の連携・協働が
盛んな地域ならではの取組

主催は、「みかんやまスマイル会議」であり、地区住民の絆の強化や自治意識の向上を目的に平成26年4月に設立されている。

フェスタ開催前には、栗須小学校の持久走大会と児童・保護者によるもちつき大会が行われ、その際、地域の方が災害時の炊き出し練習も兼ねて作った芋煮も振る舞われている。

持久走・もちつき大会終了後に開催されるフェスタには、そのまま児童・保護者も参加し、避難所への避難訓練や引き渡し訓練、AEDを使った救急救命法の講習、煙の怖さを知るための煙室体験、土嚢作りと土嚢積み体験、消防や自衛隊の車両・装備品の見学などが行われている。



【スマイルフェスタ開会行事の様子】



【救急救命法講習】



【土嚢積み体験】

取組の成果

(1) 近未来発見スクール～5校合同キャリア学習～

- ・ 事業所が一堂に会すことで、様々な職業の話が一度に聞くことができ、児童にとっては働くことの大切さや意義を知るなど大きな学習効果があった。
- ・ 回を重ねるごとに講師間のつながりが生まれ、情報交換の場にもなり、地域学校協働活動の充実の一助となっている。
- ・ 子どもたちに仕事について話すことにより、大人も刺激を受けることがたくさんある。そのことが地域活性化の原動力につながっている。

(2) 地域と学校の協働で行う防災活動「みかんやまスマイルフェスタ」

- ・ 地域と学校による協働での取組を通して、世代を超えた顔見知りが増え、地域住民の絆の深まり、災害時の備え、防災意識の高揚につながっている。

今後の方向性

(1) 近未来発見スクール～5校合同キャリア学習～

- ・ キャリア学習を継続していくことで職業について視野を広げさせる。
- ・ 他校との交流を通して様々な考え方を共有し、将来の生き方についても考えさせる。
- ・ このような機会を通して、教師自身が様々な「キャリア」について知り、理解を深める。

(2) 地域と学校の協働で行う防災活動「みかんやまスマイルフェスタ」

- ・ 地域全体での活動継続につなげるために、地域と学校が連携した取組をさらに充実させる。
- ・ 今後、活動の充実を図りながら、より一層良好な人間関係づくりを進めていく。

2 活動の充実に係る事例 (3)

町内アシスト企業との連携によるふるさと体感と 子どもの居場所づくり 〈美郷町〉

地域（学校）の特徴

- ・ 県の北部にある人口約 4,700 人の町で、平成 18 年に旧南郷村、西郷村、北郷村が合併してできた自然豊かな町である。
- ・ 五十鈴川、耳川、小丸川の上流に位置している。面積の 9 割が山林で、産業の中心は農林業である。
- ・ 西の正倉院、天文台があり、御田祭、宇納間地蔵尊祭等も有名である。年間を通して数々のイベントがあり、多くの子どもたちも地域の行事に参加している。
- ・ 町内小中学校数は、6 校で児童生徒数は約 270 人である。2 校の小中一貫校があり、残る 2 校も令和 3 年度に義務教育学校になる予定である。

取組の経緯

- 平成 25 年 7 月 「みさと探検隊」を開始
商工会を通じ町内アシスト企業募集の結果 10 社登録
- 平成 29 年 11 月 協働活動の柱としての子どもの居場所づくりについて、図書館新設検討委員会で検討開始
- 平成 31 年 4 月 地域学校協働本部を整備（1 本部体制とし対象校は 4 校）
- 令和 2 年 4 月 順次募集を重ね、令和 2 年現在の町内アシスト企業は 17 社の登録

取組内容

(1) みさと探検隊

① みさとでお仕事！ワークワク

- 町内の 4～6 年生対象とした職業体験を通して、町内企業や従事している地域住民を知る等、子どもたちの視野を広げる取組を実施した。
- 飲食店、輪業店、工務店等の町内アシスト企業やみやざき林業大学の協力を得た。自転車修理（写真左下）、工務店での木工（写真右下）、救急システム、植樹、備長炭を使った焼き肉試食等、子どもの体験の場の提供及び充実を図った。
- 町内に転入した教職員が研修の一環として子どもたちに同行した。町内の地理を知り、地域人材にふれあうことを通して、地域資源を活用した授業の在り方について研修を深めた。

町内アシスト企業の協力で、
子どもが貴重な仕事体験



【地元アシスト企業での自転車修理体験】



【地元アシスト企業での木工体験】

② ミステリーツアー

- 小学校1～3年生対象に、町内の各所に出向き、地域住民とふれあう取組を通して、ふるさとを知ることがを目的としている。
- バスで町内数か所を回る探検である。行き先は子どもに知ってほしい町内の施設や場所とし、温泉施設、うなぎラボ（研究所）、衛生組合等を見学した。
- 郷土料理を作って食べる体験では地元婦人会の協力を得て子どもたちが楽しく真剣に取り組む場を提供した。

また、読み聞かせをトンネルで行う等、行く先々で新発見や再発見があるような工夫も取り入れ、地域を感じさせる企画にした。



町内の人や自然、文化、歴史
を実感する取組



【地元婦人会と郷土料理体験】

取組の成果

(1) ふるさとのよさを実感

- ・ 町内施設や企業の見学、住民とふれあう活動を通して、ふるさとのよさを実感させることができ、普段できない体験活動であることから保護者にも好評を得た。
- ・ 活動を通して、町内の人・自然・歴史・文化にふれることができ、町の施策でもある真にふるさと意識をもった子どもの育成につながる取組になった。

(2) アシスト企業の協力による地域づくり

- ・ 町内アシスト企業が、「みさと探検隊」の取組に協力することで、企業自身の存在価値を再認識したり、町内企業の協力で町の施策である「子育て」を具体化したりする取組となった。また、企業同士の呼びかけや相互紹介で連携の輪が広がり、地域づくりの一環となった。

(3) 居場所づくり

- ・ 学校休業日に実施したことで、休日の子どもの居場所づくりの具体化が図られるとともに居場所づくりの必要性について町民の意識を高めることができた。

今後の方向性

(1) 地域づくりとアシスト企業

- ・ 子どもたちの体験活動の場を充実させるために、今後も、町内アシスト企業を増やし連携を深めることで、地域全体の子育て支援に役立てたい。

(2) 子どもの居場所づくりの今後

- ・ 「図書館を核とした地域をつむぐ拠点施設の事業」の推進を通して子どもの居場所づくりの充実に努めたい。放課後に子どもが主体的に活動できる場として図書館を活用し、「子育て」支援につなげていきたい。
- ・ 図書館での子どもの居場所や大人も利用できるスペースを活用しながら、地域の老若男女が集うふれあいの場となることを目指す。そうすることで、地域が一体となって子どもの成長を支援する「子育て」支援の取組の推進を図っていきたい。



【新図書館で主体的に学習する児童】

2 活動の充実に係る事例 (4)

地域と協働する学校づくり 〈宮崎県立飯野高等学校・えびの市〉

学校の特徴

- ・ 飯野高校は、鹿児島県と熊本県に隣接する県西のえびの市にあり、米などの農産物や温泉に恵まれた自然豊かな土地である。近隣の飯野小・飯野中・飯野高校3校による小中高連携事業やえびの市の4中学校との連携事業に取り組み、地域で一貫した教育を目指している。
- ・ 普通科の地域貢献活動・地域探究活動や生活文化科の地域支援活動等の地域密着型カリキュラムや、ICTを活用した国内外との遠隔交流教育などを特色としており、地域とともに、社会の未来を創造し、社会に貢献するグローバルヒーローの育成を図っている。

取組の経緯

- 平成22年12月 飯野高等学校を守り育てる市民の会設立
- 平成27年12月 文部科学省キャリア教育優良校受賞
- 平成28年 3月 全国高校生マイプロジェクトアワード全国総合第2位受賞
「温泉で地域を元気に！～京町温泉郷の活性化をテーマにした探究活動～」
- 平成31年 4月 コミュニティ・スクール指定、飯野高等学校運営協議会設置
文部科学省「地域との協働による高等学校教育改革推進事業：地域魅力化型」研究指定

取組内容

① 地域から学校への提案による活動

方言を用いたデジタル紙芝居作り
えびの市県人会で放映するために、民話を元に絵を描き、方言で声を入れデータ化した「デジタル紙芝居」を製作した。

1年生4名が作成協力に応募し、絵を作成し、方言によるアテレコにも挑戦した。また、えびの市図書館所蔵の絵本(11年前に本校の美術部が作成)をデータ化し、地域の方々と生徒による協働での録音活動を実施した。



【デジタル紙芝居の録音】

CSキャスト活動

学校における地域との連携・協働活動をサポートする「CSキャスト」を地域住民から公募し、住民提案型の学校教育活動のサポートをお願いしている。

3年生の就職・進学希望者に対する面接指導の支援や学校における公開講座の支援、入学生徒募集の広報活動の支援、校内緑化等、様々な場面で活躍していただいている。



【生徒によるCSキャスト用ポロシャツデザイン画】

② 学校から地域への提案による活動

地域振興の核として本校の教育の質の向上に取り組むため、学校とえびの市、地元企業等が連携し、地域課題解決等を通じた探究的な学びを展開している。

JR 吉都線活性化プロジェクト 「高校生観光列車 in えびの」



【高校生発案観光列車の案内】

乗客を増やし、吉都線を存続させたい！えびの市の魅力を多くの人に知ってもらいたい！

これらの願いから生まれた生徒の企画。当日は2両とも満席になった。

温泉郷活性化プロジェクト 「EBINO SPLASH FES」



【高校生によるイベント案内】

えびの市京町温泉郷に賑わいを取り戻すために、温泉水を使ったチーム対抗の水鉄砲大会を企画。

小学生から大人まで、9チームが参戦。ぬれた後はもちろん温泉でゆっくり。

地元産野菜のご当地グルメの開発 「青春 SAP ライス・霧峰牛を添えて」



【地元産野菜を活用したご当地グルメ】

地元若手農業家と生活文化科が開発し、県内グルメコンテストに出品した。地元の米、野菜、牛肉を使ったこの料理は、コンテスト後に地元のレストランのメニューになった。

市民参加のワールドカフェ形式討論会 「えびのまちづくりカフェ」



【学校で開催した「えびのまちづくりカフェ」】

校内の多目的ホールで、夕方6時から3時間にわたって行われた討論会。えびの市民と飯野高校生、あわせて約100人が参加し、「えびの市の未来」を熱く語りあった。

取組の成果

- 地域との協働活動は、地域振興の核としての高等学校を位置付けるだけでなく、地域課題を生きた教材とした探究学習により、生徒が卒業後の進路を選択する上でヒントとなっている。
- 地域とともに活動し、地域の方々の願いや思いにふれることで、生徒が地域の魅力を再発見することに結び付いている。

今後の方向性

- これからの社会の担い手となる人材を育成するためには、地域との連携・協力が不可欠である。コミュニティ・スクールの仕組みを通じて、地域と学校がWin-Winの関係を築けることを目指していきたい。

プロフィール

矢野 富子（やの とみこ）氏

日南市出身。社会教育指導員を経て、南郷小学校の学校支援の地域コーディネーター、平成21年からは南郷地区学校支援のコーディネーターを務める。



インタビュー

Q：地域コーディネーターとしてかかわるようになったきっかけは何ですか。

A： グリーンツーリズムのコーディネーターの資格をとったことをきっかけに、地域の魅力を伝えたい、地域のために何かしたいという思いをもっていました。

平成18年に県の地域コーディネーターとしてかかわるようになり、最初は「子どもたちと遊べて楽しそう」くらいの軽い気持ちから始めました。公民館を借りて、子どもたちの居場所づくりを始め（当時は寺子屋）、これが現在の放課後子供教室につながっています。

私は、3つの小学校のコーディネーターを引き受け、ボランティア募集から始めました。子どもたちのお昼ご飯を一緒に作ったり、竹細工やちぎり絵が得意な方、地域の昔話を知っている方に協力を得たりして、様々な体験をする場を設けました。私自身もすごく勉強になりました。

Q：地域コーディネーターとしてのやりがいや楽しみとはどんなことですか。

A： 「子どもから元気をもらおう」とよく聞きますが、最初はその意味がよく分からずにいました。ですが今、特にその言葉の意味を本当に実感しています。子どもたちは、ちょっとしたことに感動したり、驚いたりします。そういった子どもたちの純粋な言葉や笑顔が私の元気の源になっています。ボランティアの方々が「子どもたちとふれあえて楽しかった」と言ってもらえることも、やってよかったと思える瞬間です。

私自身も人と話したり、ふれあったりすることは好きなので、この仕事を楽しんでいます。「こうすればどうだろう」、「こうすれば面白いのにな」と考えることが好きで、自分が考えたことを提案して、取組を広げたり、実現したりしていくことが楽しいです。

Q：地域コーディネーターとして日頃から工夫していることがあれば教えてください。

A： ボランティアさんの力が発揮できるように、適材適所で依頼するように心がけています。また、ボランティアさんの中でも、中心となるキーパーソンになる方とは連絡を密にし、ボランティアに関する情報を収集しています。

来てくださったボランティアの方に何をしてもらったかをしっかりと記録し、項目ごとに分けて、人材バンクとして蓄積しています。それが私の宝物になっています。

Q：地域と学校が連携・協働することの意義やよさはどんなことだと思いますか。

A：やはり地域が元気になるということではないでしょうか。

子どもたちは「地域の宝」ですから、地域の方は何かしら子どもたちとかかわりたい気持ちをもっていますが、なかなかきっかけがありません。ボランティアを通して、子どもたちと地域の方とのふれあいが増えています。

学校に直接来てくださる以外にも、家の周りで子どもたちを見守ってくださるボランティアもあります。いろんな形で地域の方が学校にかかわるようになり、地域の方にとっても、「地域の中の学校」という意識が芽生えていると感じています。

Q：これからの子どもたち、地域、学校に期待することは何ですか。

A：子どもたちには、いろいろな体験をしてほしいと願っています。

最近、子どもたちが危なくないという配慮からいろいろなことを避けるようになり、子どもらしさがなくなっている気がします。体力や考える力も落ちているのではないのでしょうか。

例えば、お米の炊き方一つにしても、教科書どおりではうまくいかないこともあります。非常時やキャンプのときなどに、計量カップがなくてもお米が炊けるようにしておくことが本当の意味での生きる力だと思います。たまにはけんかをするこも、互いの痛みを知る上では必要なことだと考えています。

学校には、地域と連携することの大切さや必要性を感じてもらいたいと思います。学校側もどこまで地域のボランティアに頼っていいのかわからないときもあるかと思いますが、何でも頼んでほしいと伝えています。困っているときには「困っている」と言える関係づくりをしていきたいと考えています。



【子どもたちとの調理の様子】

Q：後継者育成に向けて考えていることはありますか。

A：「矢野さんみたいな仕事をしたい」と言ってもらえるように、自分が楽しむ姿を見せることが大切だと思っています。また、地域コーディネーターが交替してもスムーズにコーディネートできるシステムづくりをしておくことも必要だと感じています。

興味をもっている方がいらっしゃれば、ぜひチャレンジしていただきたいと思います。

Q：県内の地域コーディネーターに向けてのメッセージをお願いします。

A：コーディネーターの仕事は、子どもとたくさんふれあえ、子どもたちから元気をもらえる楽しい仕事です。地域の方とも仲良くなれますし、自分の趣味や特技が生かせる場でもあります。

ぜひ、がんばっていただきたいと思います。

プロフィール

平塚 金治（ひらつか かねはる）氏

川南町出身。教員（管理職を含む）を37年間勤務後、平成9年から13年間社会教育指導員として勤務。平成27年からは川南町の地域コーディネーターを務め、令和元年度からは町の委嘱を受け、地域学校協働活動推進員として活動。



インタビュー

Q：地域コーディネーターとしてかかわるようになったきっかけは何ですか。

A： 教員を退職後、川南町教育委員会や児湯教育事務所で13年間社会教育指導員をしていました。その中で、地域と学校が連携して取り組む活動にも携わらせていただいたのがきっかけです。

その後、5年ほど前に川南町教育委員会の地域コーディネーターとなり、現在に至ります。13年間社会教育指導員を務める中で、地域への理解も深めていましたし、地域と連携した取組も行っていましたので、その時の経験が今に生きていていると感じています。

Q：地域コーディネーターとしてのやりがいや楽しみとはどんなことですか。

A： 子どもたちが生きていく上で、地域での体験、社会体験が必要と考えており、そういったことをコーディネートする仕事に携われていることに、まずやりがいを感じています。

また、自分がコーディネーターとしてかかわっていただいたボランティアの方々に喜んでもらえたときにコーディネーターとしての喜びを感じます。自分の思っていたことが実現し、子どもたちや地域の方々が楽しそうに活動している様子を見るのは最高です。

Q：地域コーディネーターとして日頃から工夫していることがあれば教えてください。

A： まず、地域コーディネーターとして、自身が地域を知り、人を知り、学校を知ることが大切です。そのためにも、地域に積極的に顔を出したり、ボランティア活動等に参加したりするように心がけています。その中で地域の方との信頼関係を築くことができ、地域の方への依頼もしやすくなります。

事前打合せでは、地域コーディネーターとして、依頼内容をしっかり理解し、学校が何を求めているのかをしっかりと把握し、そのことをボランティアに正確に伝えることを心がけています。打合せをしっかりと行い、活動当日は裏方に徹することになっています。

活動終了後は、年間通して、どの時期に、どのような活動を行ったか、誰に来ていただいたかをしっかりと記録し、人材バンクとして蓄積しています。うまくいかなかったら終わりではなく、工夫や改善を加え、継続した取組にしていけることを大切にしています。

Q：地域と学校連携することの意義やよさはどんなことだと思いますか。

A： 川南町の中で、こんな子どもたちを育てるというビジョンを地域と学校が共有し、同じ方向を向いて進むことができることに大きな意義を感じています。
そのことにより、一つ一つの活動が意義あるものになると考えています。

Q：これから子どもたち、地域、学校に期待することは何ですか。

A： 子どもたちには、未来の川南を担ってくれる人材になってほしいと願っています。「まちづくりは人づくりだ」と言われますが、そういった感覚を町民みんなで共有できたらいいと思います。

ふるさと学習を通して、川南のよさを再発見できるような活動を充実させ、子どもたちには、川南という町を住みよい輝く場所として創造してほしいと思います。

地域には、地域のもつ機能を生かし、これまで以上に積極的に協働活動に参画してほしいと思っています。そうすることで、子どもたちは、自分の親や家族だけでなく、地域みんなから応援されているんだという感覚をもつようになるのではないかと思います。

学校には、学校の抱えている課題や要望等を地域に発信し、「地域とともにある学校」ということを地域に示してほしいと願っています。学校運営協議会は、地域と学校が目標を共有したり、今後の方針を熟議したりするいい機会であると思います。

学校のもつ機能を地域に示すことで、地域は何ができるかを考え、最終的に地域と学校が Win-Win の関係になればいいと思います。



Q：後継者育成に向けて考えていることはありますか。

A： 地域学校協働本部という組織の中で、地域コーディネーターがどんな役割を担っているのか、実践を通して学ぶことが望ましいと思います。地域に 1 人しかコーディネーターがいない場合は、近隣の市町村に研修に行くのも一つの手段だと思います。

また、コーディネーター同士でネットワークを作り、情報を共有したり、互いの活動を見合ったりすることもコーディネーターとしての資質向上につながるので、積極的にやっていきたいと考えています。

Q：県内の地域コーディネーターに向けてのメッセージをお願いします。

A： コーディネーターは、地域を知ること、学校を知ること、人を知のことを常に意識して行動することが大切です。連絡を取り合うときは、電話でもいいのですが、やはり、Face to Faceの方がうまく伝わる人が多いのではないのでしょうか。

コーディネーターの仕事は、未来を担う子どもたちを育てる仕事です。そういう強い信念をもって取り組んでいただければと思います。

参 考 資 料

関連法規

教育基本法

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

社会教育法

（市町村教育委員会の事務）

第5条

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

（都道府県教育委員会の事務）

第6条

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

（地域学校協働活動推進員）

第9条の7 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

第4章 教育機関 第4節 学校運営協議会

第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
- 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- 四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

前文【抜粋】

※（ ）内は中学校の記載

教育は、教育基本法第 1 条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第 2 条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

【中略】

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童（生徒）が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、児童（生徒）や地域の現状を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

児童（生徒）が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から児童（生徒）や学校に関わる全ての大人に期待される役割である。幼児期の教育（及び小学校の教育）の基礎の上に、高等学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、児童（生徒）の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに小学校（中学校）学習指導要領を定める。

「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の
連携・協働の在り方と今後の推進方策について」(答申) 平成27年12月【抜粋】

第1章 時代の変化に伴う学校と地域の在り方について

第2節 これからの学校と地域の連携・協働の在り方

【ポイント】

- ◆これからの学校と地域の連携・協働の姿として、以下の姿を目指す。
 - 地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換
 - 地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」の構築
 - 学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」の推進
- ◆上記の姿を具現化していくためには、学校と地域の双方で連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築が必要。

第2章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策について

第2節 これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方

【ポイント】

- ◆コミュニティ・スクールの仕組みとしての学校運営協議会制度の基本的方向性
 - 学校運営協議会の目的として、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化する必要。
 - 現行の学校運営協議会の機能は引き続き備えることとした上で、教職員の任用に関する意見に関しては、柔軟な運用を確保する仕組みを検討。
 - 学校運営協議会において、地域住民や保護者等による学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、学校とこれらの人々との連携・協力を促進していく仕組みとする必要。
 - 校長のリーダーシップの発揮の観点から、学校運営協議会委員の任命において、校長の意見を反映する仕組みとする必要。
 - 小中一貫教育など学校間の教育の円滑な接続に資するため、複数校について一つの学校運営協議会を設置できる仕組みとする必要。
- ◆制度的位置付けに関する検討
 - 学校が抱える複雑化・困難化した課題を解決し、子供たちの生きる力を育むためには、地域住民や保護者等の参画を得た学校運営が求められており、コミュニティ・スクールの仕組みの導入により、地域との連携・協働体制が組織的・継続的に確立される。
 - このため、全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべきであり、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策が必要。その際、基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志による設置が望ましいこと等を勘案しつつ、教育委員会が、積極的にコミュニティ・スクールの推進に努めていくよう制度的位置付けを検討。

第3節 コミュニティ・スクールの総合的な推進方策

2. 都道府県・市町村の役割と推進方策

【都道府県：推進のための方策】

- ・コミュニティ・スクールの推進についての都道府県教育振興基本計画への位置付けなど教育委員会としてのビジョンの明確化と推進目標の明示
- ・知事部局と連携・協働した施策の策定・実施
- ・コミュニティ・スクールと「地域学校協働本部」等の促進とその一体的・効果的な推進に向けた地方公共団体内のチームとしての連携・協働体制の強化
- ・指導主事や社会教育主事の意識の向上と連携強化のための研修と熟議の充実
- ・都道府県としてのコミュニティ・スクールの推進の在り方等を協議する「コミュニティ・スクール等推進協議会」（仮称）の教育委員会内への設置
※現在の学校支援地域本部等に係る推進委員会を活用することが有効
- ・域内市町村の教育長及び教育委員のための研修と熟議の充実と、学校単位の指定から市町村全域への指定の促進
- ・域内市町村教育委員会や学校関係者等に対する研修と熟議の充実
- ・域内市町村におけるコミュニティ・スクールの導入の促進や取組の充実のための財政的な支援
- ・都道府県立学校におけるコミュニティ・スクールの推進
- ・域内市町村教育委員会や学校関係者等に対する積極的な普及・啓発
（域内市町村教育委員会や教職員等の学校関係者、地域関係者等を対象とした「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」（仮称）の開催、国の制度等活用説明会の積極的活用など）
- ・学校運営協議会委員や学校関係者、地域関係者等の研修機会・内容や熟議の場の充実
※地域コーディネーター等の研修との合同開催も有効
- ・地域連携の推進を担当する教職員の明確化（社会教育主事有資格者や事務職員の積極的な活用）
- ・教職員のマネジメント力向上等のための研修機会・内容の充実
（初任者研修、十年経験者研修、事務職員やミドルリーダー等研修における地域との連携・協働に係る講座や熟議等の演習の実施、地域連携・協働に係るマネジメント力の向上のための管理職研修の充実）
- ・「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を踏まえた業務改善の推進

【市町村：推進のための方策】

- ・コミュニティ・スクールの推進についての市町村教育振興基本計画への位置付けなど教育委員会としてのビジョンの明確化と推進目標の明示
- ・首長部局と連携・協働した施策の策定・実施
- ・コミュニティ・スクールと「地域学校協働本部」等の促進とその一体的・効果的な推進に向けた地方公共団体内のチームとしての連携・協働体制の強化
- ・指導主事や社会教育主事の意識の向上と連携強化のための研修と熟議の充実
- ・教職員等の学校関係者、地域住民、保護者等に対する積極的な普及・啓発（国の制度等活用説明会も活用したフォーラムや研修会等の開催、学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築に向けた熟議の場づくりなど）

- ・コミュニティ・スクール未指定の地域・学校における導入の推進（国の支援事業の積極的活用による学校・家庭・地域の連携・協働体制づくりの推進、事務機能の強化など教員の負担軽減も含めた効果的・効率的な校内体制の整備等）
- ・複数の小・中学校間の連携・接続に留意した運営体制づくりの推進
- ・管理職等のマネジメント力向上のための研修機会・内容の充実
- ・学校を核とした地域づくりの視点によるコミュニティ・スクールの展開（例：地域の魅力を発見する体験活動、地域の課題を知り探求する学習、児童生徒と共に活動する場の提供等）
- ・学校施設の積極的な開放等による地域の学び・集いの場づくりの推進
- ・地域住民や保護者等の参画の促進、関係機関・団体等の連携・協働の促進（自治会、PTA、婦人会、青少年団体、NPO、家庭教育支援チームなど地域組織との連携）
- ・地域連携の推進を担当する教職員の明確化（社会教育主事有資格者や事務職員の積極的な活用）
- ・「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を踏まえた業務改善の推進
- ・コミュニティ・スクールとしての取組の充実を図るための、学校裁量で支出できる運営経費の措置

第3章 地域教育力の向上と地域における学校との協働体制の在り方について

第3節 地域における学校との協働体制の今後の方向性

【ポイント】

- 「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」へ
- ◆地域と学校がパートナーとして、共に子供たちを育て、共に地域を創る。
 - ◆地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を「地域学校協働活動」として、その取組を積極的に推進。
 - ◆従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動を基盤に、「支援」から「連携・協働」、個別の活動から総合化・ネットワーク化を目指す新たな体制としての「地域学校協働本部」へ発展。
 - ◆地域学校協働本部には、①コーディネート機能、②多様な活動、③持続的な活動の3要素が必須。
 - ◆地域学校協働本部の実施を通じて、教職員と地域住民等との信頼関係が醸成され、コミュニティ・スクールの導入につながっていく効果も期待される。
 - ◆地域学校協働活動の全国的な推進に向けて、地域学校協働本部が、早期に全小・中学校区をカバーして構築されることを目指す。

第5節 国、都道府県、市町村による推進方策

2. 都道府県・市町村の役割と推進方策

【都道府県：推進方策のための方策】

◆都道府県の教育委員会は、域内のそれぞれの地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、域内の地域学校協働活動の円滑かつ効果的な推進に係る体制の整備その他の必要な施策を講じていくことが必要である。どのような施策を講ずるかについては、首長部局との連携・協働の下、域内における取組状況も鑑みながら実施していくことが重要であるが、例えば以下のような施策が考えられる。

- ・域内の地域協働活動の推進に関する教育委員会としてのビジョンの明確化と計画の策定、地域学校協働推進活動の改善に向けた取組のフォローアップ
- ・域内の市町村における地域学校協働活動を推進するための体制の整備や取組の充実のための財政的な支援
- ・域内の市町村における地域コーディネーターや統括的なコーディネーターの配置の促進、その質の向上に向けた研修やネットワーク化の促進
- ・域内の市町村における好事例の収集と情報提供
- ・地域学校協働活動への地域住民等の参画の促進、活動の質の向上に向けた域内全域の住民、保護者、学校等関係者に対する情報提供、理解促進活動
- ・都道府県立の高等学校等に係る地域学校協働活動の推進に向けた体制の整備、地域コーディネーターや統括的なコーディネーターの配置

【市町村：推進のための方策】

◆市町村の教育委員会は、域内のそれぞれの地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、域内の地域学校協働活動の円滑かつ効果的な推進に係る体制の整備その他の施策を講じていくことが必要である。どのような施策を講ずるかについては首長部局との連携・協働の下、域内における取組状況を鑑みながら実施していくことが重要であるが、例えば以下のような施策が考えられる。

- ・域内の地域学校協働活動に関する教育委員会としてのビジョンの明確化と計画の策定、地域学校協働活動の改善に向けた取組のフォローアップ
- ・地域学校協働活動を推進するための体制の整備
- ・域内の地域コーディネーター、統括的なコーディネーター等の配置、その質の向上に向けた研修やネットワーク化の促進
- ・域内の地域学校協働活動への地域住民等の参画の促進、活動の質の向上に向けた理解促進活動

宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」アクション・プラン（令和元年6月策定）

重点施策～新しい「ゆたかさ」前進プログラム～

Ⅰ 人口問題対応プログラム【抜粋】

重点項目4 本県の未来を担う子どもたちの育成

取組4-2 郷土を愛し、地域社会に参画する意識・態度の育成

<実施内容>

- 地域社会の一員としての役割を自覚し、必要な資質や能力を身に付けるため、授業をはじめ学校教育において、地元自治体や関係機関等とも連携しながら地域課題の解決について考える学習を行うなど、主権者教育の充実を図ります。また、地域学校協働活動を県内各地で推進し、地域活動への子どもたちの積極的な参画を促進します。

取組4-3 企業や地域、県民などが教育に参画する社会づくり

<実施内容>

- 学校が、地域や家庭と連携・協働して子どもたちへの教育を充実させるため、保護者や住民等への情報発信を積極的に行うとともに、地元自治体や企業、地域住民など多様な主体が、当事者として学校運営に携わるコミュニティ・スクールの導入を推進するなど、地域とともにある学校づくりに取り組みます。

宮崎県教育振興基本計画（令和元年策定）

施策2 地域と学校の連携・協働の推進【抜粋】

Ⅰ 学校を核とした地域づくりの推進

地域住民や保護者、NPO、企業等の幅広い参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動の推進に努めるとともに、高等学校において、地域課題を教材に探究的な学び等を進め、地域の担い手の育成や地域づくりにつながる教育活動の充実を図ります。

取組1-1 地域学校協働活動推進体制の整備

- 地域学校協働活動の推進に向けた市町村への支援として、普及啓発や人材育成・資質向上を図る研修会の実施、市町村ごとの課題に応じた研修会への講師派遣等を行います。
- 各市町村の実態に応じた体制整備の推進に努めます。

2 地域とともにある学校づくりの推進

保護者・地域住民の参画を得ながら学校運営の工夫・改善や学校支援の充実を図るとともに、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を推進して、地域ぐるみで教育的課題を解決する仕組みを構築するなど、地域とともにある学校づくりを推進します。

取組2-1 学校運営の工夫・改善

- 学校評議員制度から、教育委員会から任命された保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）への移行を推進するなど、地域ぐるみで教育的課題を解決する仕組みを構築し、質の高い学校教育の実現を図ります。

重点的に推進する取組

- 1 いのちを大切にする教育の推進
- 2 地域と学校の連携・協働による多様な活動の充実
- 3 学校における働き方改革の推進

おわりに

本冊子は、平成30年度に発行した「みやぎきの地域学校協働活動」の改訂版になります。

今回の改訂では、県教育振興基本計画の策定に伴い、施策2「地域と学校の連携・協働の推進」のさらなる具現化を図るため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に重点を置いています。

市町村教育委員会をはじめ、学校や関係団体、地域住民の方々、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）等、本取組に関わる全ての方々に御活用いただき、みやぎきならではの教育システムを、ともに創り上げていただきたいと思います。

これからのみやぎきを担う人材育成や、地域の活性化に向けて、「学校を核とした地域づくり」や「地域とともにある学校づくり」を目指すとともに、地域学校協働活動は、子どもたちとかわることによって大人自身も成長できる取組であることから、各市町村における社会教育と学校教育の連携・協働により、本県の生涯学習の更なる充実につながることを期待しております。

最後に、中央教育審議会の答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（平成27年）」の中の一文を紹介します。

本県における教育の大きな視座になるものと考えます。

「誰かが何とかしてくれるのではなく、自分たちが『当事者』として、自分たちの力で学校や地域を創り上げていく。子供たちのために学校を良くしたい。元気な地域を創りたい、そんな『志』が集まる学校、地域が創られ、そこから、子供たちが自己実現や地域貢献など、志を果たしていける未来こそ、これからの未来の姿である。」

宮崎県教育庁生涯学習課

課長 新 純一郎

〈編集委員〉

高校教育課	学校教育計画担当	主幹 高原 博	副主幹 竹村 新吾
義務教育課	義務教育・学力向上担当	主幹 近藤 公博 指導主事 矢野 義人	副主幹 柚木山 尚未
中部教育事務所	連携推進アドバイザー	築地原 静	
	家庭・地域教育担当	副主幹 中村 敏彦 社会教育主事 日高 輝海 加藤 健一郎	指導主事 佐藤 賢
南部教育事務所	連携推進アドバイザー	北村 俊二	
	家庭・地域教育担当	主幹 鮫島 良樹 指導主事 甲斐 裕之	社会教育主事 堀川 貴史
北部教育事務所	連携推進アドバイザー	宮園 泰宣	
	家庭・地域教育担当	主幹 甲斐 憲一 社会教育主事 笠 真人 黒田 雄三 黒木 宏和	
教育研修センター 教育支援課	教育支援担当	副主幹 渡木 秀明 社会教育主事 横倉 康浩 前村 泰輔	
生涯学習課	課長補佐	長尾 岳彦	
	生涯学習推進担当	主幹 佐藤 健一郎 社会教育主事 佐藤 寿哉 中野 敬 飯野 小巻	

みやざきの地域と学校の連携・協働の推進（手引き）

令和2年11月
宮崎県教育委員会

〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号
電話 0985-26-7245（生涯学習課）
0985-26-7237（高校教育課）
0985-26-7263（義務教育課）